

アメリカ社会の発展と J. R. コモンズ「適正価値論」の形成

北川亘太*・井澤 龍**

I はじめに

アメリカ制度学派の創始者の一人といわれるジョン・ロジャーズ・コモンズ（John Rogers Commons, 1862-1945）は、彼の名著『制度経済学』（Commons [1934a]）において、古典派経済学や限界学派を批判的に検討しながら、自らの「適正価値 reasonable value」の理論を浮き彫りにした（Commons [1934a] pp. 125-389）。この適正価値論において、コモンズは、賃金や価格といった「価値」の決定には、投下労働量や心理的効用がある程度関与しているとした。しかし、それにまして重要なのは、価値の定義や大きさが「集团的行動 collective action」、つまり彼のいう「制度」¹⁾によってその時々で規定され、したがって、制度が変化するにつれてその価値もまた変化するという見方²⁾が適正価値論の基軸に据えられていたことである。コモンズは、価値が諸制度の総体から生起し、かつ、その諸制度によって調整されるものであるという新しい価値論を提示しようと試みていた。

しかし、これまで国内外において、コモンズは、著名な制度主義者ソースタイン・B・ヴェブレンに比べるとほとんど注目されてこなかった。というのも、コモンズは、経済学者の集団に共有される「形式言語」を作り上げることができなかったからである（Bessy et Favereau [2003] p. 126, 邦訳 457-8 ページ；Ramstad [1986]；Rutherford [1990] p. xxvii）。このことを如実に示すのが、1991年にノーベル経済学賞を受賞したロナルド・コースの見解である。

ジョン・R・コモンズ、ウェズレイ・ミッチェル、そして彼らにつながる人々は、大きな知的スケールをもっていた。しかし、彼らは反理論的であり、事実上分裂した学派を統一するた

* 関西大学経済学部 助教

** 滋賀大学経済学部 講師

- 1) Commons [1934a] において、制度、集团的行動、継続的活動体 going concern のワーキング・ルール、秩序は、同じことを指す異なる表現である。
- 2) Commons [1924a；1934a] において、貨幣タームで示される「価値」や市場原理は、制度によってコントロールされる諸取引の総体として立ち上がるものであり、それ自体が制度に先立って、または、制度から独立して存在するのではない（Ramstad [1990]）。この見方をとる限り、経済の動態を抜おうとする者は、「制度主義 institutionalism」や「進化経済学 evolutionary economics」の立場をとらざるをえない。なぜなら、価値や市場原理の基礎をなす諸制度は、必然的に進化し続けているからである。この立場に対して、後世のオリバー・E・ウィリアムソン、ダグラス・C・ノース、青木昌彦ら「新制度派経済学」やほとんどのレギュレーション派経済学者は、市場原理を補助ないし代替する役割をもつ制度の検討、あるいは、そういう制度を考慮した市場経済の研究を行っている。佐々木晃と塚本隆夫の意匠をこらした訳語を借りると、コモンズの制度主義とは異なり、彼らは「制度についての institutional」経済学を論じている（Gambis [1946] p. 9, 邦訳 15 ページ）。

めの理論をもっていなかったし、伝えていけるものをほとんどもっていなかった。(Coase [1998] p. 72)³⁾

先行研究の指摘から察するに、どうやら、コモンズの制度経済学は、同じく制度学派と目される経済学者による理論と比べてさえ、異端の極みにあるようである。しかし、コースも認めたようにコモンズの経済学は大きな知的スケールをもっていたのであり、したがって、私たちは、現代までの経済学が掬いきることのできなかつた洞察を求めてコモンズの著作を再訪すべきかもしれない。彼の経済学の本質を理解するにはどうしたらよいか。その方法を考察するための手がかりは、コモンズ自身の叙述に見出すことができる。

経済学の研究が、哲学や神学、物理学から区別され始めたそのときから、研究者がとった観点は、その時代に最重要であるとみなされた利害の性質によって、及び、対立する利害に対する研究者の態度によって、決定された。経済学者たちの間でのこれらの違いこそが、経済思想の「学派」として知られているものである。(Commons [1934a] pp. 109-10)

コモンズによれば、ある時々の経済理論は、その時代に支配的な社会集団が作り上げた、あるいは、作り上げようとしている政治経済体制のかたちに左右される。そうであるならば、コモンズの制度経済学を理解するためには、アメリカ社会の趨勢を把握することなしには困難であろう。

そこで、本稿は、アメリカの経済、政治、司法の趨勢をコモンズの思考の発展と並行してみている。コモンズの思考の中でも、とりわけ彼の理論の核心たる適正価値論に関連する点に注目する。

ここで結論を先取りしておきたい。コモンズが生きた南北戦争からニューディールに至るまでのアメリカ史とコモンズの思想形成を並行させつつ概観すると、両者が軌を一にしていることが見て取れる。そのことから示唆されるのは、コモンズが高い「仮説形成 abduction」能力を有している点である。彼は、現実の変化を鋭く感じ取りながら、その変化をもたらしてきた集団の行動原理を抽出し、それを適正価値論へと練り上げていったのである。本稿が主張したい点は、適正価値論が、価値の進化の背後に制度の進化があり、しかも、制度進化は「条理の原則 rule of reason」という思考様式に則っているという見方を基礎に据えている点である。というのも、そうした見方は、同時代の新古典派経済学者のみならず、同時期の社会経済学者や政治経済学者に共有されていない、コモンズの独特な見方だからである。ただし、この見方は、経済学の学界内では異端の極みかもしれないが、革新主義時代を中心にアメリカの歴史と思想を的確に反映させている、いわば当時の王道をなす社会経済思想であったと推察できる。

本稿は、アメリカ史の主流な時期区分を参考に、コモンズが生まれ育ち、社会改良を志すに至った南北戦争から1890年代までの時代、社会改良立法の立案者としてコモンズが登用された世紀転換期から第一次世界大戦期までの革新主義の時代、その実務上の知識を言語化、体系化していった第一次世界大戦後から1929年までの時代、コモンズの思想が集大成されるに至った大恐慌から

3) 原文のイタリック体は太字に、頭文字が大文字にされている用語には傍点を付した。斜体を用いた強調と〔 〕内の補足は、引用者による。なお、Commons [1924a], [1934a], [1950], Horwiz [1992] については、邦訳を一部修正のうえ引用した。

ニューディールまでの時代という4つの時期区分を採用する⁴⁾。本稿では、アメリカの経済、政治、司法の動向を概観しながら、コモンズがその中でどのような実務に携わり、どのように思索したのか、そうして蓄えていった知識を最終的にどのように整理していったのかをみる⁵⁾。

各時期区分においてコモンズの実践と研究に言及していくので、本稿は、伝記の要素を有している。優れた伝記がすでに多数ある中 (Bazzoli [1999] ; Commons [1934b] ; Harter [1962] ; Vögelin [1995] ; 伊藤 [1975])、本稿がそれらの伝記と明確に異なる点は、「適正価値論」を理解するという目的でアメリカ社会の動態とコモンズの思考形成過程を並行して見ていく点である。これらの伝記はいずれも、適正価値論を理解するという課題を真正面から取り組んではいない。Commons [1934a] の1927年・1928年草稿の表題が「適正価値」であることから明らかなように、適正価値論はコモンズの制度経済学の核心である (Commons [1927c] ; [1928])。したがって、コモンズの核心を掴もうと望むならば、この主題を避けて通ることは決してできないであろう。

II 南北戦争から金ぴか時代まで

1 経済大国化するアメリカと社会矛盾

コモンズが生を受けてから経済学者・政策立案者として頭角を現す前までに、すでにアメリカは工業化を急激に進め、経済大国としての地位を揺るぎないものにしていった。コモンズが生まれる一年前の1861年に勃発し1865年に終結した南北戦争は、戦前期には考えられなかった連邦政府による保護関税政策、通貨・信用政策などを可能にした。くわえてこの戦争の影響で工業化路線が規定されたことも背景に、第二次産業革命の波にうまく乗ったアメリカ経済は、1860年代から1890年代にかけて目覚ましい成長を遂げた。世界工業生産高にアメリカが占める割合は、1860年には14%であったものが、1870年には23%、1896-1900年には30%となり、一人当たりGDPもまた増進していった (楠井 [1994] 73-119 ページ ; 鈴木 [1988] 1-2 ページ ; 石見 [1999] 22 ページ)。

4) 革新主義という時代を明確に設定することは困難である。というのも、後述するように、南北戦争後の「金ぴか時代」であっても革新主義の時代を先駆ける要素があり、また、1920年代の保守反動の時期であってもその前の時期である革新主義の影響がみられるからである。そのため、革新主義の語自体の使用を避ける論者さえいる (秋田 [2014] 1 ページ ; 中野 [2009])。革新主義の時代の前に位置づけられる金ぴか時代についても同様のことがいえる。この時代の特徴が主に北部に当てはまること、及び、次の時代である革新主義の要素がすでにみられることから、この時代の実情を、この時代について回るイメージである拝金主義と腐敗の蔓延へと還元することはできない。そのため、この語の使用も回避する論者がいる (Edwards [2006] pp. 6-7 ; 岡山 [2009])。こうした中、あえて本稿が世紀転換期から第一次世界大戦期までを革新主義の時代として前後の時期と切り分けた理由は、アメリカ史研究の伝統的な区分法に従ったというよりも、むしろコモンズがウィスコンシン州政府に関与し、卓越した実績を出した時期と合致しているからであり、ひいては、彼が実務と思索の中でどのように適正価値論を練り上げていったのかをたどるといって本稿の目的にとって有用だからである。

5) このような記述の仕方ゆえに、コモンズの研究と実務の遍歴がみえにくくなる可能性がある。これを防ぐ見取り図を読者に提供するために、本稿の末尾に、コモンズの研究と実務の略年譜を掲載する (「表1 J. R. コモンズの略年譜」)。なお、略年譜の中にある、キリスト教社会改良、移民問題への対応策、価格安定化の主張、については、適正価値論の形成過程に焦点を絞る本稿では取り上げない。キリスト教社会改良については高橋 [2013]、移民問題への対応策については Vögelin ([1995] pp. 225-9, 247-9)、伊藤 ([1975] 70-84 ページ)、価格安定化の主張については高橋 [2008] を参照のこと。

とはいえ、この時代は大企業による市場の支配が問題化した時代でもあった。この時期、水平的統合、あるいは垂直的統合を図る企業によって、第二次産業革命以前には考えられなかった規模と機能をもった大企業が形成され、鉄道、鉄鋼、石油産業といったいくつかの産業では、寡占化、独占化が起こった。大企業の存立しえた理由に、それが発展させた組織の管理機構による市場の内部化という経済的合理性があったことは一定程度認められるものの、ユニオン・パシフィック鉄道の汚職事件、アンドリュー・カーネギーやジョン・D・ロックフェラーといった企業家の経営手法に対する批判が数多くなされた(ジン[2005]460-3ページ⁶⁾; 谷口[2002]344-8ページ; チャンドラー[1969]4-21, 149-368, 499-654ページ; 野村[2013]115-7ページ)。

また、貧富の格差の拡大も深刻な社会問題と化していた。1810年、トップ10%の富の占有率は、60%弱であったが、1870年には70%強となり、統計データの都合から本項の時代区分を飛び越して1910年となるが、この割合は80%となった。巨富を得た者のうち、その富の主源泉が製造業であったものが多かったことは注目できるが、金融投資・不動産投資による資産形成も重要であった。例えば、1892年のアメリカ人富豪4050人のうち、24.6%が製造業を、8.8%が金融・保険、同じく8.8%が不動産・レンタルローン業を出自としていた。「金びか時代」の由来となったマーク・トウェインらによる同名の小説では、もっぱら不動産投資で金持ちになろうとしている人間たちの欲望が風刺され、アメリカ社会の墮落が告発されていた。このような事実は、不平等なヨーロッパから逃れた開拓者の間の平等というアメリカの建国理念に反するものとして大いに危惧されるようになった(ピケティ[2014]362-5ページ; ロッコフ[2011])。

2 『富の分配』

こうした世相の中、コモنزは、クエーカー教徒でありスペンサーの社会進化論に共鳴する自営業者の父と、高等教育を受けカルヴィニズムを信仰し進化論に対立する教師の母との間に生まれ育った。この両親のもとで懐疑的思考や進歩思想を身につけていった彼は、紆余曲折がありながらも、1888年、学問の道を本格的に志すためにジョンズ・ホプキンス大学大学院に入学した。そこで彼はリチャード・T・イーリーに師事し、実態調査の重視、法制度への着眼、社会改良志向というイーリーの傾向に強く影響を受けた(伊藤[1975])。

こうして、ジョンズ・ホプキンス大学大学院を卒業して3年後に出版されたコモنز初の著書が『富の分配』(Commons[1893] *Distribution of Wealth*, 本稿ではDoWと略記)であった。同書に関してまず目を引くのは、独占企業の余剰がオーストリア学派の限界理論を用いて分析された点である。当時、アメリカの経済学界ではアントワヌ・A・クールノーの独占分析(Cournot[1838])がほとんど知られていなかったという留保つきではあるものの、コモنزによる独占分析は先駆的な研究であった(Harter[1962] pp. 36-7)。

しかし、のちのコモنزの理論的展開をみるうえで最も重要な点は、DoWにおいてアメリカ社会の現状を踏まえた指摘と分析に用いられた理論とが整合していない点である⁷⁾。企業の巨大化、

6) 原著を内容にまで踏み込んで精査していない文献については、正確を期するために邦訳書を参考文献として取り上げた。

7) 田中[2002]が指摘するように、コモنزは、彼の師であるイーリーを経由してドイツ歴史学派の影響を受け、かつ、古典派経済学を改革しようとするもう一つの流れである限界理論からの影響を受けた。ただし、本文で述べたように、歴史、統計、法律、倫理に注目するドイツ歴史学派の観点と限界理論の価値論ないし価格論は、

寡占化によって、機会をめぐる経済紛争が頻発するようになり、かつ、「機会」をめぐる不平等が顕在化してきた。経済紛争に対する裁判所の判決もまた、古典派経済学と限界理論が注目する「生産費」や「限界費用」ではなく、この機会の平等化を意図したものであった。しかし、DoW の時点で、コモンズは、分析に用いる理論を選択ないし創造する際に、この古典派経済学と限界理論から脱却するという発想をもたなかった。

コモンズは、DoW で、政府が個人に対して付与する独占的特権が、富の分配に影響を与えるのはもちろんのこと、あらゆる個人の市場アクセスの機会を不平等化していることを指摘した（伊藤 [1975] 58-69 ページ）。DoW は、余剰をもたらすのは機会であり、この機会とは、地域独占営業権 franchise、特許権、著作権といった、主権によって与えられた独占的特権であると主張した。コモンズはある一節に、「富の分配において、全能の要因は、政府の主権である」とまで著述しており、政府への強い関心がうかがえる（Commons [1893] p. 111）。このように政府によって設定されうる機会、無形財産、あるいは政府の権能であるところの主権というコモンズ独自の着眼点は DoW の中にはっきりとみられたものの、彼はその着眼点を限界理論と、さらに絞ると企業の「費用」の観点と、結びつけることはできなかった（Commons [1934a] p. 824, n. 175）。結局、彼はこの自著に強く失望したという（Harter [1962] p. 37）。彼がその後実務で卓越した才能を發揮しながらも理論にこだわり続けたのは、この強い失望感があったからこそであり、経済学を上記の着眼点と結合させたいという切なる思いが、DoW 出版後およそ 30 年間、彼が経済学を刷新しようともがき続けた原動力になっていた（Commons [1924a] p. vii, 邦訳 vii ページ⁸⁾）。

3 不平等を是正する役割を担い始めた政府、体制協調的な労働運動の出現

DoW にみられる不平等を人為的に創出する政府という像は、競争環境を適正な度合いに保とうとする政府という Commons [1924a] や Commons [1934a] における政府像とは対照的である。

どちらも DoW の中に現れているものの、接合されていない。本稿が注目するのは、次の点である。すなわち、コモンズは、実態調査から着想を得ながら、これらを接合させる理論をどのように構築したか、である。本稿の結論を先取りすると、Commons [1934a] では制度論と価値論が一体となった理論が形作られた。価値は諸制度を基礎にした取引によって生成される。したがって、「適正な」価値を生成するには、その基礎である制度を、取引当事者の平等な機会、公正な競争、交渉力の平等を創り出すものへと人為的に再編しなければならない。この理論の中で、制度論、価値論、そして、倫理的な議論（平等な機会、公正な競争、交渉力の平等を創造する「べき」であるという規範的な議論）が不可分なものとして一体をなしている（宇仁 [2016]）。

ドイツ歴史学派とオーストリア学派を取り上げたついでに、他の学派についても触れたい。シカゴ学派の第一世代であるフランク・ナイトは、アルフレッド・マーシャルが提示した「狭義の」経済学のみならず、マーシャルの著作にみられる道徳哲学にも目配せした（伊東 [2016] 22 ページ）。市場の合理性に力点を置いているとはいえ、市場原理以外の規範も経済を方向づけるうえで役割を果たすことを意識するという広い視野は、コモンズの著作とも通じている。しかし、この視野の広さは、シカゴ学派の第二世代に受け継がれなかった。

ウィリアムソンら新制度経済学派もやはり、「取引費用」という単一の視点から市場と組織の併存を説明する点で、単一の規範に依拠している。その一方で、コモンズは、政治的原理、経済的原理、倫理的原理という複数の規範が制度再編の方向性に影響を及ぼし、かつ、交渉の中でそれらの規範がすりあわされるとみている（Kitagawa [forthcoming]）。

8) DoW が「均衡」分析に終わっている点も指摘できよう。市場を含む社会秩序の「進化」という観点は、むしろ分析の中に入っていないし、その進化を引き起こす人間の愚かさや創造性もまた、分析から除外されている。

しかし、不平等の源泉たる政府という像は、政府を正せば、不平等、あるいはこれを生む構造を改善できるという見方にもなりえた。そして、この見方は、特権をどのように与えればよいのかという問いに結びつく可能性も有していた。実際、コモンズは、世紀転換期以降、この見方や問いをもって実践と思索を続けることになる。しかし、コモンズ一人がこうした見方や問いを抱いていたのではない。むしろ、アメリカでは、1860年代から1890年代にかけて、すでにこのような観点から対策が講じられ始めていた。コモンズが世紀転換期以降、政策立案者として取り組むことになった、政府規制政策と労働問題を事例として取り上げながら、この動きをみていきたい。

政府が不平等を是正しようという発想は、それを求める民衆の声によって、一群の企業規制法となって結実した。先の第Ⅱ節第1項でみたような企業の汚職事件、巨大企業の独占、複数企業による共謀・複占化は、民衆の不平不満を惹起し、政治指導者に対して企業を規制するよう求める声が高まった。この結果、州レベルでは、鉄道会社が課す運賃率を指示することができる権能をもつ州鉄道委員会を設置する州が1870年前後から増え始め、連邦レベルでは、鉄道の規制を目的とする州際通商法が1887年に制定され、続いて1890年には、シャーマン反トラスト法が制定された。もっとも、それらの運用が活発になされたとはまでは言いがたい。州際通商法によって設置された州際商業委員会（連邦初の独立規制委員会）は鉄道の運賃率が「公正かつ合理的 just and reasonable」であることを監視するための組織であったにもかかわらず、そのための強制力は著しく制限されていた。しかも、1914年クレイトン反トラスト法が制定されるまで、独占の規制はもっぱら事後規制であった。このように、シャーマン法だけでは経済の寡占化を効果的ないし未然に防ぐことができないという評価は、同法が制定された当時から広く認識されていた（McCraw [1984] pp. 17, 57, 62；水野 [2007] 1ページ；[2009] 228ページ）。

この時代は、労働組合の組織化が進んだ時代でもあった。南北戦争より前には持続的な組織にまで発展することがかなわなかった労働組合は、例えば、労働騎士団による労働者の全国規模での組織化（1878年）、職能別組合主義の路線をとるアメリカ労働総同盟（American Federation of Labor: AFL）の結成（1886年）などを経て、ようやく定着していった。しかし、この2つの組合は全く異なる運命をたどった。一方で、生産に携わるあらゆる労働者に参加を呼びかけ、資本からの解放を求めた労働騎士団は、ハイマーケット事件（1886年）をきっかけとして、企業と政府の弾圧により急速に勢いを失った。他方で、AFLは、その初代会長サミュエル・ゴンパースが掲げる「ビジネス・ユニオニズム」のもと、白人熟練工を組織し、その勢力を伸張させた。ビジネス・ユニオニズムとは、労働運動は政治運動化すべきではなく、雇用主に対して、賃金や労働時間を争点とする交渉に集中すべきであるとする労働運動の活動方針であり、AFLの立ち位置を規定した。この組合戦略によって、AFLは、経営者が交渉相手と目す、体制協調的な労働組合となっていった（竹田 [2010]；野村 [2013] 79-160ページ）。後年の論評ではあるが、コモンズはこのゴンパースの運動「哲学」を高く評価していたことが分かっている（Commons [1925]；[1934b] p. 73）。コモンズは、労働者たちが少数派であることを宿命づけられている政治闘争ではなく、雇用主と労働者の交渉力の平衡が担保されるような交渉の体制を構築することこそ、労働運動の向かうべき方向であるとも考えていた（Commons [1934b] pp. 167-8）。

以上みてきたことから分かるように、南北戦争・再建期から金びか時代にかけて、政府はみえにくい存在ではあったが、決して無策ではなかった（Balogh [2009] pp. 309-51, 379, 399）。むしろこの時期、企業の規制に着手した政府は不平等を積極的に是正するという政府の像を、当時勃興した

ビジネス・ユニオニズムは対等なもの同士による交渉というヴィジョンを提示し始めていた。もっとも、そういった規制は強制力に欠け間歇的であるという限界を有していた。くわえて、規制をどのように公私の団体によって管理運営するか、価格をどのように形成するべきなのか、という論点については、実践のみならず、有用な理論やヴィジョンが形成されていたとはいえなかった。

Ⅲ 革新主義の時代

1 政策立案者としてのコモンズの活躍と実務に根ざした知識の獲得

世紀転換期から第一次世界大戦期までの革新主義の時期に、コモンズは、革新行政の中心地の一つとなったウイスコンシン大学に1904年に着任し、すぐさま政策立案者として時代の最前線に立ち始めた。革新主義の時代とは、金ぴか時代における鉄道規制や反トラスト法の制定といった改革の要素を引き継ぎながらも、より斬新な手が打たれていった時代であった。特に「トラスト・バスター」の異名をとり、アメリカの全国民に「公正な取扱い Square Deal」を約束すると力説したセオドア・ローズヴェルト大統領による施政は、革新主義の時代の性格をよく伝えている。しかし、革新主義は、市政レベルから始まり、州政レベルに拡大され、連邦レベルの運動となった改革運動であった。なかでも、コモンズが深く関与することになるウイスコンシン州は、1901年のロバート・M・ラフォレット Robert La Follette, Sr. 州知事就任以来、多数の改革を実施し、全国の改革運動のモデルとなった。直接民主制の拡大、鉄道その他公共企業の規制、累進所得税導入など革新主義の名で冠されるほぼすべての改革を行ったウイスコンシン州は「民主主義の実験室」と称されるようになっていた（野村 [2013] 157 ページ；志邨 [1973] 30-40 ページ；[1993] 124-54 ページ）。

そして、このウイスコンシン州政改革を支えた機関の一つが、ウイスコンシン大学であった。1874年から1887年にかけてウイスコンシン大学学長であったジョン・バスコム John Bascom は、大学が州政府に奉仕することは道徳的義務であるとした。この同大学とウイスコンシン州との協力関係を志向した彼の考えは、のちに「ウイスコンシン理念 Wisconsin idea」と呼ばれ、1903年に学長に就任したチャールズ・ヴァンハイス Charles Van Hise によって一層強められた。こうした背景のもとで1892年にイーリーがウイスコンシン大学に着任し、さらにイーリーの働きかけによって1904年にはコモンズが着任した（Drury [2011] p. 5；加藤 [2015] 3 ページ；五島 [2008] 50-7, 67-109 ページ；ザンズ [2005] 45 ページ）。

1904年にウイスコンシン大学に赴任してすぐさま、コモンズは、ウイスコンシン州知事ラフォレットから公務員法の立案を依頼された。これ以降コモンズは、ウイスコンシン州の経済規制立法や社会立法の立案や執行に携わっていくことになる。ウイスコンシン州政改革が多様であったのに対応して、彼が携わったものも、公益事業規制法の起草、安全法の起草、労働者補償制度の管理運営 administration など、実に多岐にわたっていた。この時期から、彼は、集团的行動に参画し、その集団の一構成員として権能を獲得し、ウイスコンシン州を中心にその権能を十分に行使していった。ただし、それはもちろん孤立した個人としての権能の行使ではないし、権限あるリーダーとしての決定という言い方もあまりふさわしくない。むしろ、コモンズは、交渉の巧者として、交渉相手と共に革新的制度を討議的に構築していくというかたちで一構成員としての力を発揮していたようにみえる。

こうした仕事の遂行を通じて、コモンズは実務に根ざした知識を得ることになった。一つは、「正

当な法手続き due process of law⁹⁾, 「適正さ reasonableness」, 「条理の原則 rule of reason」に関する知識である。コモンズは、法廷の論理を研究する中でこれらの知識を得た。もうひとつは、行政委員会方式に関する知識である。コモンズは、経済規制立法及び社会立法、ならびに、それらの管理運営に携わる中で、そうした知識を深めていった。これらの見識は、後に彼の「適正価値論」の核心を構成することになる (Commons [1934a])。

2 判例の調査 (1) ——ロクナー時代と「実体的」正当な法手続き

コモンズは、公益事業規制法や安全雇用法の起草に関与する中で、これらの法律が違憲判決を受けまいよう、判例を綿密に調査していた (Commons [1911])。これはアメリカ憲法史でいうところの19世紀末から1937年「憲法革命」¹⁰⁾に終わる「ロクナー時代 Lockner era」¹¹⁾、州法や連邦法の違憲判決が続出したためであった¹²⁾。

その名の通り、ロクナー時代を象徴する事件は、1905年ロクナー事件¹³⁾である。この事件において、連邦最高裁は、労働時間を規制するニューヨーク州法に違憲判決を下した。判決の多数意見は、以下のことを判示した。憲法修正第14条の中の「自由」という文言には「契約の自由」が含まれる。ここでは、雇用契約の自由がそれにあたり、その契約において確定する財産権¹⁴⁾を州法は規制している。しかし、この州法の規制内容、つまり手段は、労働者の健康を保護するという同法の目的と関連性を有していない。したがって、労働者と使用者で交わされた契約を不当に侵害する。

9) 本稿は、due process of law を正当な法手続き、due process を正当手続きと訳した。この用語には、「手続的」ないし「実体的」という形容詞がつくことがあり、前者の場合、「手続」が同一用語の中で二度続くため、ルビを振る。本稿が正当な法手続きとは別に正当手続きという「法」を除いた語をあえて用いる理由は、第V節第3項で述べるように、コモンズはこの用語を法律や裁判所に関する議論のみならず、私的な継続的活動体に関する議論でも使っているからである。

10) ロクナー時代、連邦最高裁は、法律の実体的内容に立ち入って審査することで、経済規制立法や社会立法に対して数多くの違憲判決を下した。初期ニューディール期には、農業調整法及び全国産業復興法に違憲判決が下された。再選後のローズヴェルト大統領は、「裁判所抱込み策 court packing plan」を展開した。これは、連邦最高裁を増員し、その増員枠にニューディール政策に好意的な裁判官を配置する戦略であった。その戦略が功を奏し、1937年ウェスト・コースト・ホテル事件を契機に、ニューディール立法にも合憲判決が下されるようになった (West Coast Hotel Co. v. Parrish, 300 U.S. 379 [1937])。詳しくは、樋口 ([2013] 252-3 ページ) を参照のこと。

11) 正当な法手続きが私有財産権の保障規定として多数意見の中で表明されたのは1897年オールガイア対ルイジアナ事件 (Allgeyer v. Louisiana, 165 U.S. 578 [1897]) であり、「ロクナー時代」はここから始まる。にもかかわらず1905年ロクナー事件がその時代を象徴する事件とされる理由は、以下の2つである (田中[1987]165 ページ)。まず、それ以後の労働立法に大きな影響を与えたからである。次に、オリバー・W・ホームズ裁判官の有力な反対意見が公表されたからである。

12) ロクナー時代及び正当な法手続きについての極めて平易な説明は、樋口 ([2013] 240-53 ページ) においてなされている。本項は、これを大いに参考にした。

13) Lochner v. New York, 198 U.S. 45 [1905] .

14) 本稿は、property を「財産」ないし「財産権」と訳し分ける。正確を期すならば property right にこそ財産権という訳語を充てるべきかもしれない。しかし、何が財産かが定義されることは、すなわち個人や法人の財産権がその財産の範囲で規定されることを意味する。そのため、本稿は、文脈に応じて property に理解しやすいほうの訳語を充てる。

この多数意見に到達するまでの、19世紀を通じた最高裁判所による憲法解釈の過程もまたコモンズが裁判所を重要視した背景を理解するうえで不可欠な知識なので、簡単ではあるが補足したい¹⁵⁾。アメリカ合衆国憲法は、正当な法手続き条項を、憲法修正第5条と修正第14条という2つの条文の中にもっている。このうち、修正第14条は「いかなる州も、正当な法手続きなしに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない」と定めている。この修正第14条が南北戦争によって新たに定められたことによって、連邦最高裁は、連邦政府に対する制約としての修正第5条だけでなく、州法に対しても違憲審査権をもつに至った。

さらに連邦最高裁は、先に述べたように、この「自由」の意味づけを経済的自由へと拡張し、しかも、州がこの自由を規制する場合、手続きばかりでなく実体的内容についてもこの条項が問題になることを示すに至った。このように連邦最高裁が修正第5条と修正第14条の「自由」の意味づけを拡張させた結果、ある個人の財産権に不利益を与える決定に際して州政府はその個人に弁護の機会を与えたかという従来の「プロシージャル デュー・プロセス」正当手続きのみならず、法律の目的が正当であるか、及び、その目的に対して正当な手段をとっているかという「サブスタンスシャル デュー・プロセス」実体的正当手続きにまで、裁判所の違憲審査権が拡張されるに至った。このように、連邦最高裁の違憲審査権は、連邦最高裁自身の憲法解釈の変更によって格段に上げられた。連邦最高裁は19世紀末から40年以上、この広範な違憲審査権を行使して、さまざまな経済規制立法や社会立法を違憲とした。裁判所が違憲審査権を積極的に行使する方向に動いた理由は、革新主義より前に任命された裁判官が政治介入による富の再分配に強く反対するという保守的な傾向をもっていただけとされている。そのような態度をとる裁判官が任命されていったため、裁判所全体としてみると、有産階級の既得権を擁護する傾向が強まっていた（田中 [1987] 150 ページ）。

コモンズは、このロクナー時代に対応するためにとった自身の行動について、以下の記述を後年綴っている。

〔自らの研究、労働仲裁や委員会への参加を通じて〕私は必要に迫られ、主に合衆国最高裁判所と労働及び商業仲裁裁判所の、数百もの判決を研究していた。私はその研究において、これらの裁判所が利害対立の紛争に判決を下す際に依拠している、裁判所の原則が何であるかを発見することに努めてきた。最高裁判所は、正当な法手続きに関する憲法の条項にもとづいて、財産権と自由を取り上げる行動をし、また法による平等な保護のために行動していた。これらの決定は、私の『資本主義の法的基礎』[Commons [1924a]]において議論されている。（Commons [1934a] p. 3, 邦訳 8 ページ）

1893年 DoW では国家の恣意性が、続く Commons [1899-1900] では立法府の権威性が強調されていたのと対照的に、Commons [1911] や [1924a] においては、司法的主権の至高性が常に彼の念頭に置かれることになった。疑いなく彼の思考の変遷には、この「ロクナー時代」が刻印されていた。しかし、コモンズは、裁判所がやみくもに個人主義を擁護しその思想に則る判決を繰り返しているわけではないこと、裁判所が実体的な「正義」ないし「適正さ」にもとづいて判決を行っ

15) その過程について、詳しくは、田中（[1987] 54-203 ページ）を参照のこと。コモンズがこの過程をどのように理解していたかについては、加藤（[2012] 27-44 ページ）による丁寧な紹介を参照のこと。

ていることを発見しつつあった。

私は、これらの手続に参加したからこそ、「正当な法手続き」によって裁判所が意味するものを調査しにかかったのです。私は、拙書『資本主義の法的基礎』において詳述したように、1884年フルタド事件を発見しました。この事件において、合衆国最高裁判所は正当な手続きの意味づけを、古くからの「正当な手続き」という意味づけから、変わりゆく状況の下での「実体的な正義」の意味づけへと変化させたのです。そして、この「正義」とは、「適正さ」に相当するものだったのです。だから私は、こう考えました。経済的利害対立において、適正な価値と適正な実践は、誰かの主観的意見ではなく、行動において表現される集团的意見だったのです。その意見は、経済的利害を対立させながらも、共に探求し、経験によってその事実すべてを知っている人々の集团的意見なのです。私は後に気づいたように、これこそパースの「プラグマティズム」だったのです。(Commons [1934b] p. 160)

3 判例の調査(2) —— シャーマン反トラスト法の運用と条理の原則

コモنزはのちに「条理の原則」を、適正価値論を構成する要素として重要視した(Commons [1934a] p. 71, 邦訳113ページ)。これは、裁判官の意思決定の方式が「形式的」「演繹的」な論理よりも、むしろ、係争中の事案の社会的正義と不正義を比較考量するという方式にもとづいているとコモنزが理解したためであった。したがって、条理の原則は、制度を変化させるときの意思決定の仕組みを考察しようとするならば、ならびに、係争において社会正義がどのように、どの程度実現するのかを考察しようとするならば、見逃すことのできない方式とみなされた。そして、条理の原則を理解するには、この原則が定着するに至った「スタンダード・オイル事件」¹⁶⁾をみなければならぬ(Commons [1924a] p. 356)。

1890年代まで低調であった反トラスト法の運用は、セオドア・ローズヴェルト政権を期に活発になっていった¹⁷⁾。1911年スタンダード・オイル事件は、ローズヴェルト政権期はもちろんのこと、革新主義時代全体を象徴する出来事の一つであった。1911年、持株会社を結成していたスタンダード・オイルは政府によって提訴され、連邦最高裁によってシャーマン反トラスト法違反の判決を受けた。その結果、同社は、34社に解体された(公正取引委員会事務局 [1956] 10-1ページ; 谷口 [1986] 192-4ページ)。

この判決以降、シャーマン反トラスト法の適用を審理するときに最高裁がもつづく原則が、「当然違法の原則 per se illegal rule」から「条理の原則」へと移行した¹⁸⁾。前者は、競争を制限する事

16) Standard Oil Co. of New Jersey v. United States, 221 U. S. 1 [1911].

17) 競争制限について、カルテル(プール pool)は、1887年州際通商法によって規制された。

18) 正確にいうと、これは移行というよりも、むしろ再移行であった。ある事件において、シャーマン反トラスト法の「営業の制限」「独占化」「独占化の企て」という語を、これまで積み重ねてきた判例に照らして再解釈するのか、それとも字義通り解釈するのか、という観点からみると、最高裁がもつづいた原則は、以下のように2度転換した。まず、「ミズーリ河以西鉄道運賃協定事件」の1897年最高裁判決 United States v. Trans-Missouri Freight Association, 166 U.S. 290 [1897]において、前者、すなわちコモンの原則にもとづいて語を解釈した時期(1890年から97年)から後者、すなわち当然違法の原則が貫徹された時期(1897年から1911年)へと転換した。次に、「スタンダード・オイル事件」と「アメリカン・タバコ事件 United States v.

業慣行は一律に同法第一条違反とすべきとする原則であった（江上 [1979] 3 ページ）。一方で、後者は、「具体的事件ごとに、競争制限による社会経済的不利益と利益とを比較考量したうえで違法性の有無を判定することが合理的である〔条理に適っている〕とする立場であり、この立場からは、競争を制限する事項を内容とする合意または共同行為に対し、その目的または効果を検討し、それが市場の開放性を阻害し、市場価格を引き上げるなどの有害な影響を持つおそれがあるかぎりにおいて、これを一条違反とすべき」という原則であった（江上 [1979] 3 ページ）。この原則にもとづいて、スタンダード・オイルの行為は、独占を確立維持するという目的と実際の効果を有し、したがって公共の不利益になると判断された¹⁹⁾。

条理の原則にもとづいて合法と判定される行為は、コモンズのいう「適正な差別待遇 reasonable discrimination」にあたろう（Commons [1934a] p. 332）。彼は、競争者との共存共栄を図るための協調的価格政策といった事業者間の協定を、価格安定化を図る私的な政策として評価した（Commons [1934a] pp. 773-88）。他にも、事業統合による大規模化からもたらされる効率性向上分を従業員の賃上げに反映させることもまた、適正な差別待遇に当てはまるとされた。

4 行政委員会への注目（1）——1907年 Wisconsin 州公益事業規制法の立案

Wisconsin 州知事ラフォレットに依頼されて、コモンズは 1907 年 Wisconsin 州公益事業規制法を起草した。この法案は公益事業規制の理想とみなされ、各州に次々と模倣されていった（Commons [1907] ; [1910]）²⁰⁾。

この法案作成において、コモンズは独自の信念と、調整能力をもってこれにあたったことが明らかになっている。法案作成にあたってコモンズは、Wisconsin 州の鉄道料金委員会委員か

American Tobacco Co., 221 U.S. 106, 1911] の 1911 年最高裁判決において、最高裁の原則は再び前者へと移行した（楠井 [1994] 297-366 ページ）。このような原則の転換が生じた理由として、シャーマン反トラスト法の解釈をめぐる最高裁判事が前者と後者の二派に分かれていたこと、当然違法の原則に対して資本家、労働組合、農業団体が強く反対したこと、政権交代によって政権の志向が変化したことが挙げられる。1911 年における転換にとりわけ大きな影響を与えたのは、タフト大統領が自らの志向に沿って行った判事後任人事であった（Sklar [1988] 372 ff.）。

19) 条理の原則が裁判の帰結に大きな影響を及ぼしたのは、このスタンダード・オイル事件ではなく、U.S. スチール事件における 1920 年の最高裁判決であった（United States v. United States Steel Corporation 251 U.S. 417 [1920]）。というのも、スタンダード・オイル事件においては当然違法の原則と条理の原則のいずれかが採用されていようとも判決は変わりなく同社の解体であったのに対し、U.S. スチール事件においては条理の原則が採用されたからこそ同社は解体を免れたからである。この判決以降、政府は、問題となる企業合併に経済的な合理性がないことを立証せねばならなくなった。その立証は困難であったため、これ以後、政府による反トラスト法の運用は低迷した。この事実を踏まえると、コモンズが条理の原則を肯定的に評価しつつも、同時に、事業統合による大規模化からもたらされる効率性向上分を従業員の賃金上昇に反映させるべきであると強調した理由が分かる。コモンズは、最高裁において現に生じた集団的な思考方法の変化を肯定的に評価しながらも、同時に、その変化の帰結として生じうる社会的害悪を最小化する方策を提示していたのである。

20) ただし、1907 年 Wisconsin 州公益事業規制法は、もちろんコモンズによる完全な創作物ではない。コモンズは、すでに執行されていた 1905 年 Wisconsin 州鉄道料金委員会法を模倣して公益事業法を起草した（Harter [1962] pp. 91-9）。Wisconsin 州は、委員会方式を用いて「鉄道」を統御するという点で、全米の先駆者であった。後述するように、コモンズは、この委員会方式をさらに練り上げ、くわえて、規制の対象を、公営、民営を問わず公益事業全体へと拡大した。

らの助言、自らも調査に参加した公益事業に関する全米市民連合の調査報告を大いに参考にした。さらに驚くべきことに、法律が執行されれば規制を受けるであろう当の公益企業からも協力を引き出していた。このような行動をとれたのは、彼が公共に対してのみならず会社に対しても利益を与える規制を作成することを意図していたからである。具体的には規制において、「適正な」資本収益率の確保を、委員会が会社の資産価値から決定し、それにもとづいて料金を決定しようとしていた²¹⁾。Harter ([1962] p. 95) は、ここに「改革者としてのコモنزの類まれな能力」を見出している。

コモنزは、改革される必要がある人々に押し付けられるべき何かとして改革を考えてはいなかった。むしろ彼は改革を、経済システムをより機能するもの workable にすることのできる制度的調整として考えていた。関係しているすべての当事者たちが利益を得ることのできるような方法で問題が解消されうると信じたときに、彼は最も熱心になった。(Harter [1962] p. 96)

1907年公益事業規制法が委員会に付与した権限は、州内ほぼすべての公営・民営の公益事業に対する規制という、鉄道規制から範囲を拡張された規制権限、公益事業の帳簿、会計、書類などあらゆる記録を調査・捜査する権限、料金規制にくわえてサービスの質に関する標準を設定できる権限などであった²²⁾。

このようなウィスコンシン州の規制立法は、漸進的な発展の最初的一步ではなく、最も進歩的なもの、つまり文字通りの「モデル」として現れた。このモデルは、程度の差こそあれ、21もの州に模倣された (Holmes [1915])。

5 行政委員会への注目 (2) ——1911年ウィスコンシン州安全雇用法の起草

1911年、ウィスコンシン州は「安全雇用法 Safety Employment Statute」を制定したが、この主たる起草者もコモنزであった。この法律は、州のすべての労働法を管理運営する産業委員会を創出するものであり、かつ、労災保険制度と結びついていた。この法案を起草するとき、彼の学生であるフランシス・バード Francis Bird はコモنزと共に頭をひねりながら、裁判所の違憲判決を

21) 公益事業の料金は、総括原価が収入によって賄われるように決定される。すなわち、 $R = E + (V - D)(1 + r)$ 。Rは総収入、Eは営業費（減価償却と税金を含む）、Vは有形財産と無形財産の粗価値、Dは減価償却累積額である。(V - D)は「料金基底 rate base」であり、rは一般には「公正報酬率」といわれ、本稿でいう「適正な」資本収益率にあたる。

22) 本稿の根幹に直接かかわる論点ではないが、「不確定の許可 indeterminate permit」を委員会が公益企業に与えるという方式はウィスコンシン州が初めてであり、この方式がウィスコンシン州法の制度的革新を構成していた (Commons [1907] p. 192; 現代公益事業講座編集委員会編 [1974] 294, 314 ページ)。この方式のもとでは、それを与えられた公益企業は命ぜられた義務を遂行する限りは地域独占営業の許可を取り消されることがない反面、委員会は、必要があるときにその地域独占営業権の内容を変更することができる。この方式は、企業の腐敗を引き起こしやすい「永久的地域独占営業権」、期限の終期が近づくとつれて義務遂行について企業の怠慢がみられるようになったり許可更新を狙って政治腐敗が横行する「短期的地域独占営業権」の短所を克服する方式である。詳しくは、現代公益事業講座編集委員会編 ([1974] 291-7 ページ) を参照のこと。

回避しうる「適正さ」の意味づけについて、以下のような革新的な着想を得た。

法案では、産業委員会が安全規則を策定し、かつ、強制する力をもつとされた。というのも、技術や生産の仕組みが急速に進歩する時代において、安全規則を立法府が修正することを定める旧来の工場安全法では労災に迅速に対処し、未然に防止することができなかったからである。しかし、もし委員会が決定する安全の標準が「適正な」標準でなければ、「正当な法手続き」なしに企業の財産を奪うという理由からいづれその法律に対して違憲判決が下されるであろう。それまで、「適正な」標準とは「通常人の」標準を表していた。これでは、現状の労災件数を減らすための有効な規制を行うことができない。なぜなら、当時、経営者が「通常人」の注意を払うだけでは、職場に満ちていた危険を排除することはできていなかったからである。バードは、次の文にみられる意味での適正さへと、適正さの意味づけを変更することによって高い安全標準を企業に課すことを合憲化するという着想を得た。すなわち、産業または雇用主の本質 nature が適正に許容する reasonably permit 中での最も高い水準の安全である (Commons [1911] p. 247)。

法案では、このような解釈上の革新にくわえて、コモンズによる制度的革新が含まれていた。それは、安全法と労災補償制度を結びつけたことである。労災補償制度は、任意加入の相互保険であり、ある加入雇用主の職場における労災発生が少なければ、その分次期の保険料が引き下げられるという仕組みになっていた。保険料すなわち費用を引き下げたいという動機で安全の向上を図るといふ、雇用主に対してインセンティブを与えるこの仕組みのもと、産業委員会の「安全専門家 safety expert」は、追加的費用や産出への悪影響なく実行できる労災予防策を発見することに努め (Commons [1913] p. 257)、かつ、工場捜査官としてというよりもむしろ工場の管理者、技術者、労働者に対して継続的に助言を与える者として振る舞った (Commons [1950] p. 279, 邦訳 314 ページ)。安全専門家の助言、教育、全州での大々的な安全向上キャンペーンの効果によって²³⁾、労災による死亡者数がある5年間の期間をとるとその間に61%減少したほか (Harter [1962] p. 112)、労使信頼が醸成されたり、効率性が向上したりする例があったという。こうした、「強要」ではなく「誘因」にもとづく制度を設計したことは、コモンズが労災予防という課題について成し遂げた制度的革新であった (Harter [1962] p. 108)。

コモンズが、上記のように労働立法において憲法上の障壁を突破する方法を示したあと、カリフォルニア、マサチューセッツ、ニューヨーク、オハイオ、ペンシルバニア州がウィスコンシン州の主導に続いて産業委員会方式を労働問題の解決のために取り入れていったという。「産業委員会を創るための運動の指導者と呼ばれるにふさわしい者がいるとすれば、それはコモンズに他ならなかった」 (Harter [1962] p. 113)。

こうして、実態調査を通じて社会改良の可能性を研究し模索してきたコモンズは、緻密な判例研究から合憲的な社会立法を可能にする立案技術を得て、1900年代後半から1910年代にかけて時代の先頭を走り、各州を牽引していった。各州へのこの立案技術と独立行政委員会方式の普及は、1910年以降の連邦における独立行政委員会方式の拡大を促すことにもつながった²⁴⁾。その背景に

23) 安全運動は、まず、1900年代後半に U.S. スチールなどの大企業が雇用した安全管理者たちによって主導され、次に、1911年ウィスコンシン州労災補償法をはじめとする労災補償法の諸州への普及に伴って拡大していき、それと並行して、1913年に全国安全協議会が設立されたことによって組織化された (上野 [1994]:[1997a]:[1997b])。

24) 例えば、1914年クレイトン反トラスト法にもとづいて設置された連邦取引委員会 Federal Trade Commission

は、資本や労働がより組織化され、より巨大になり、寡占化していったことに伴って経済紛争が顕発化していったというアメリカ経済の動向があった。立法府、行政府、司法府という既存の統治機構では、経済紛争を高い専門性をもって迅速かつ柔軟に解決することはできなかった。それゆえに、「第4の統治機構」が要請されていたのである。

このように、1910年代初頭、コモنزが中心となって編み出した斬新な立案技術は、アメリカにおける委員会方式の普及を加速させた。ただし、彼が実務上こうした行政史に残る成果をあげた一方で、どのような条件で価格形成がなされれば料金や賃金などの価格は社会正義を体現するのか、という経済学的及び倫理的な考察は、未だ彼の中で醸成しきっていなかった。彼はそのような論点に関わる理論を、1920年代においてようやく言語化、体系化していく。

Ⅳ 第一次世界大戦後から1929年まで

1 1920年代とコモنز

アメリカ史における1920年代は、革新主義期に設定された政策的枠組みが引き継がれた時代であり、その枠組みの中では保守反動の要素があったとはいえ、大きな揺れ戻しはみられなかった時代であった。例えば、1924年大統領選挙における共和党候補者カルビン・クーリッジ Calvin Coolidge の得票率と革新党 Progressive party の候補者として出馬したラフォレットの得票率をみると、前者は54%であり、後者は16.6%であった。このことは、革新主義の潮流が1920年代には後退していることを表しているとも読めるが、この時期において未だに革新主義が根強く残っていることを伝えていると解釈することもできる。政治思想が劇的に転換しなかった理由の一つとして、空前の大好況が挙げられる。自動車や家電といった耐久消費財の旺盛な需要にもとづくこの大好況の中、利害の対立が表面化せず済んでいたのである (Hawley [1992] pp. 64-5; 秋元 [1995] 148-70 ページ; 楠井 [2005] 17-29 ページ; ホーフスタッター [1988] 246-9 ページ)。

こうした世相の中、1920年代のコモنزは、物価安定化の研究²⁵⁾、ウイスコンシン州での労働立法の立案、膨大な判例の研究に立脚した資本主義論の執筆 (Commons [1924a]), 競争制限的慣行の調査 (Commons [1924b]), ウイスコンシン大学での教育 (Commons [1934b] pp. 127-8) を通じて、革新主義期に自らが実践した思想の体系化を図っていった。それは Commons [1924a] 『資

や1920年に設置された連邦電波委員会 Federal Radio Commission が挙げられる。さらに、ニューディール期には、全国労働関係理事会 (National Labor Relations Board, 1935年設置) や合衆国海事委員会 (United States Maritime Commission, 1936年設置) といった多数の委員会が設置された。これらの委員会が要請されるに至った歴史的背景や委員会の抱える問題点は、伊藤 [2003] に簡潔にまとめられている。

25) コモنزは、連邦準備局 Federal Reserve Board による1923年の公開市場操作の適時性を高く評価し、また、同局の不胎化政策を支持した (Commons [1927a]; [1927b] p. 400; 高橋 [2008] 542-3 ページ)。忘れてはならない点は、FRBは金本位制をめぐるゲームのルールを破った点、それによってイギリスはアメリカがルールを守っていた場合に比べてはるかに厳しい不況と物価下落に見舞われた点、そして何よりも、それが「世界的な大恐慌を生み出す主たる原因の一つとなった」点である (ホール&ファークソン [2000] 46 ページ)。国内の物価安定に関心を集中させ (高 [2013] 5 ページ)、世界の金融秩序を維持するという責任感を欠落させている点、世界最大の債権国に躍り出たにもかかわらず覇権国としての自覚と責任を欠いていた当時のアメリカにコモنزもやはり生きていたということ私たちに強く感じさせる。

本主義の法的基礎』及び Commons [1927c]「適正な価値—意志的経済学の理論」に結実した。それらの体系的な論考では、価値の調整因として裁判所が最上位に君臨していることが強調され、価値の由来は機会にあり、さらにいえば制度がその機会を規定しているという気づきが示された (Kitagawa [2016])。こうした考察は、革新主義時代までのアメリカの経済調整をめぐる現実の制度変化を反映したものにはすぎないかもしれない。しかし、後にみるように、「価値」とはいかなるものか、その基礎にあるものは何か、それはいかにして調整されるのか、という論点について、実態を的確に反映した論考を提示した経済学者は、この時代ではコモンズだけであった。

2 統治機構の決定に伴う「価値」の変容

1893年 DoW における失敗、すなわち、法律や政治に関する論点と限界原理にもとづく経済学を融和させることができなかつたという失敗を乗り越えようと思案し続けてきたコモンズは、この1920年代に、ようやく法律の論点と経済学の主題を同時に論じることができる方法を徐々に体系化していった。その体系のいわば「前半部」が1924年『資本主義の法的基礎』である²⁶⁾。この著作の中で、彼は、これまでの仕事を通じて獲得してきた判例に関する該博な知識を生かしながら、経済学という「価値」が市場メカニズム以前に実は財産権を規定する法律や事業慣行に依存していること、及び、そういった財産権をめぐる制度の変化に伴って「価値」もまた変容することを示そうとした。

南北戦争以後、産業の独占化が進展したことに伴い、政府によるある法人の独占権の認可及び独占価格の規制が関係者及び関係する法人の自由と財産権を不当に保護し、あるいは、制限したり、剥奪したりしているのではないか、という問題をめぐる経済紛争が法廷において頻発するようになった。その紛争にある判決を下すための推論上で、「財産権」及び「自由」をいかに意味づけるか、「財産権」及び「自由」に何を含めるか、が問題になった²⁷⁾。南北戦争以前、財産権は、不動産をその典型とするような、物質として定義されてきた。しかし、産業の発展によって現れてきた無形財産、例えば、事業上の「のれん good will」、地域独占営業権、特許、商標といった無形財産を取り込むために、憲法上の財産の概念をどのように変えるかという問題が、南北戦争後の法曹界の課題になった。1890年、ミネソタ料金事件²⁸⁾において、最高裁は、「物質的なものが財産権の対象であるばかりではない。これらのものがもつと期待される収益力も財産権である。そして、財産権を所有者から奪うことになるのは、権原や占有を奪う取用権による場合に限らず、交換価値を奪う規制権限の行使による場合も同様である」と判示した (Commons [1924a] p. 16, 邦訳 20 ページ; Horwitz [1992] p. 146, 邦訳 185 ページ)。この判決の先駆けとなって財産権の変容を明言したものが、1873年屠殺場事件²⁹⁾における最高裁ノア・H・スウェイン裁判官による反対 (少数) 意見、及び、1876年マン対イリノイ事件³⁰⁾におけるスティーブン・フィールド裁判官による反対意見であった。こうした変容を含め、コモンズは、諸々の事業慣習が先行し、主権が後を追ってその一部

26) 「後半部」にあたるものが Commons [1927c] であり、それに加筆・修正をくわえたものが Commons [1934a] であるといえよう。

27) 自由の意味づけをめぐる問題については前述第Ⅲ節第2項を参照のこと。

28) Chicago, Milwaukee & St. Paul Railway Company v. Minnesota, 134 U.S. 418 [1890].

29) Slaughter-House Cases, 83 U.S. 36 [1873].

30) Munn v. Illinois, 94 U.S. 113 [1876].

に認可を与えていく中で、財産権が変容していく歴史を以下のようにまとめた。

・・・経済的資産としての財産における3つのアメリカ的な意味〔有体、無体、無形財産〕は、イギリス及びアメリカの裁判所の実践から生じてきた。裁判所は、適用可能かつ適切であると考えられる限りにおいて、民間の当事者たちの既存の慣習を踏襲し、彼らに主権による物理的な制裁を加えてきた。封建制及び農業の時代において、財産は有体であった。重商主義の時代（17世紀のイギリス）において、財産は、譲渡可能な債務からなる無体財産となった³¹⁾。過去40年〔おおよそ1890年以降〕の資本主義の段階においては、財産は、いかなる価格であれ、売り手または買い手が手に入れることのできる価格を決める自由という無形財産にもなった。憲法の解釈における、財産と自由の両方に関するこれらの意味は、最高裁判所によって1872年から1897年までになされた一連の判決において大きく変革させられた。その変革とは、財産と自由の意味が、物質的商品と人間の身体から、個人と法人の売買交渉取引と資産にまで拡張されたことである。（Commons [1934a] p. 76, 邦訳120-1ページ）

財産権の定義が物質的な定義から離れるにつれて、法曹界は、財産権を示す客観的な価値として「市場価値」を用いるようになっていった。法制史家モートン・J・ホーウィッツによれば、「財産権の非物質化とそれが抽象化し市場価値に転化することの関係を最初に考察した学者は、ウイスコンシン³²⁾の偉大な経済学者ジョン・R・コモズだった」という。

1924年の『資本主義の法的基礎』は、裁判所が市場価値基準へ移行した19世紀後期の流れを跡づけた。特に料金規制の事件は、コモズに、財産の「現在」価値を決定するものは、「将来」の収益の流れの保証だということを認識させた。「あらゆる価値は期待に存する」とコモズは喝破した。料金〔あるいは料率〕設定のケースでは、「市場価値とは、期待される料金の現在価値である」。（Horwitz [1992] p. 162, 邦訳208ページ、括弧内はCommons [1924a] pp. 25, 196, 邦訳31, 253ページ）

公共事業に対しては、利潤率が適正な率になるように料金が規制された。判例をみると、その率は5.5%から7.5%の範囲に収まっていることが多い（Clemens [1950] p. 235, 邦訳上巻364ページ）。利潤率に資産を掛けると利潤が求められる。したがって、資産評価額に応じて料金、すなわち公益事業の利潤を構成するもの、が算定される。

このとき、「資産」あるいは「資本」をどのように定義し、それをどのように評価するのか³²⁾、が重要になった。なぜなら、公益企業に対する規制実務上、定義と評価の仕方に応じて、資産評価額、つまり価値が何百万ドルも異なることが往々にして起こるからである。判例の、同時代の経済学者たちの、コモズの、資産に対する考え方を比べると、コモズの「価値」に対する考え方の特異性を明らかにすることができる。

31) コモズの言う「無体資産 incorporeal asset」とは金融資産のことである。

32) 評価基準として、「原建設費 original cost」, 「再建設費 cost of reproduction」, 「スライド制 sliding scale system」が挙げられる。詳しくは、National Civic Federation [1907], 野村 [1962] を参照のこと。

アメリカ最初の理論経済学者ともいわれ、限界革命の主導者の一人でもあったジョン・B・クラークは、資本を価値の源泉、つまり「永続的元本 permanent fund」であると考えた (Clark [1899] p. 119, 邦訳 118 ページ)。彼によれば、資本は「つねにあらかじめ決められている一種の実体 substantial entity」である (Commons [1924a] pp. 167-8, 邦訳 214-5 ページ)。クラークによるこの定義は、資本を「物理的事物」として捉える考え方にもとづいていた。

アメリカ新古典派の代表的学者アーヴィング・フィッシャーは、さらに進んで、資本を期待される純収入の現在価値として定義した (Fisher [1906] pp. 5, 67-8, 邦訳 5-6, 105-7 ページ)。しかし、彼は、この期待される純収入の源泉をやはり物理的事物の所有権に帰した。例えば、顧客からの安定的な期待収入は、顧客を所有することからもたらされるという (Commons [1924a] p. 168, 邦訳 215 ページ)。フィッシャーもやはり、価値の裏づけとなる物理的事物という観念にとらわれていた。

彼らとは異なり、コモンズは、資産を「事物の交換価値」であると定義した。この交換価値は、有利な取引が期待されることからもたらされる。コモンズにとって、期待こそが現在価値の真の由来であった。

裁判所は先に述べたように、紆余曲折を経ながらも「資産」に有体価値と無体価値のみならず無形価値を算入するに至った。その無形価値は、資本金の価値、つまり社債及び株式の市場価値から有体財産の価値を引いたものとして算定された。コモンズは、この算定方法には、2つの考え方が混在しているという (Commons [1924a] p. 176, 邦訳 225 ページ)。一つは、「源泉帰属」という考え方、すなわち過去にさかのぼって価値の由来を探るという考え方である。これは、財産を物と捉えていたときの考え方であり、「過去にさかのぼって」という点を強調するならば労働価値説の考え方もそれと同様である。それは、上記の算定方法の「有体価値」に反映されている。もう一つは、「固有の評価」という考え方である。これは、将来も継続するであろう利潤をたよりに現在価値を算定するという考え方である。コモンズは、その算定を「資本還元 capitalization」と呼んだ。例えば、10年間にわたって継続して100万ドルの利潤が出ると期待されるならば、その資産の現在価値は1000万ドルであり、現在の100万ドルの利潤は10%の「資本還元」である。先に述べた通り、コモンズの「資産」は、こちらの考え方、すなわち資産を期待される利潤の現在価値を支持するという進歩的な見方をとった。コモンズは、司法に対して次のように述べた。

・・・依然として物理的評価という昔ながらの考えが痕跡をとどめている。〔将来の一定年数にわたる会社の純所得に対して、つまり会社を単位として課税するという〕単位原則のもとでのこれらの課税事件において、地域独占営業権の価値を確認しようとして資本ストックの価値から有形財産の価値を控除する方法がとられた。このことが単位原則を踏襲するすべての制定法において依然として慣例をなしている。この慣例が継続的活動体に関して、一見すると異なる2種類の価値、すなわち「有形価値」と「無形価値」を生む結果となる。ただし〔課税〕単位としての資本ストックの価値は、むしろ有形的要素と無形的要素の両方を含むものである。物理的価値という考えは、価値づけられる事物自体が物理的事物から継続的活動体の期待される純収入に変化したあとでさえ、姿をとどめている。しかし実際には有形価値と無形価値という2種類の価値など存在せず、存在するのはただ一つの価値であり、それは無形価値である。／混乱が生ずるのは、私たちが「固有の評価 proper valuation」及び「源泉帰属」と名づけた

ものについて、両者を区別できなかつたからである。固有の評価とは資本還元〔割引現在価値〕であり、それは将来に目を向けている。源泉帰属は原因の分析であり、それは過去に目を向けている。存在するものはただ一つの固有の価値であり、継続的活動体の純収入に対する無形の期待である。(Commons [1924a] p. 176, 邦訳 225 ページ)

このように、コモンズは、資産がさまざまな物質や人が織りなす有機的な関係から、つまり継続的活動体から、生起する価値であると喝破している。ある一つの価値が、次の要素が織り交ざりながら形成されているのである。それは、例えば、物としての生産設備の価値、技術やコミュニケーションを駆使してそれを効率的に稼働させる生産組織の価値、特許法や商標など法的保護から得られる価値、構成員の企画力、誠実さ、名声、伝統、労使信頼などにもとづく「のれん」の価値である。ここでの重要な着想は、まず、価値の由来は期待であるという先に述べた着想であり、次に、現に進行している(“going”)有機的かつ動的な関係性が価値を生むという着想である。そのことは、ある継続的活動体が停止したときに、個々の部品を処分しただけでは従前の価値を取り戻せないことから想像できる³³⁾。

このような「物」という演繹の出発点を消失させるコモンズの議論から、一体どのような示唆を引き出すことができるのであろうか。それは、財産権や価値の不明瞭な輪郭に暫定的なかたちを与えることこそが集団的行動の役割である、という示唆である。

かりに価値が物理的存在を備えている固定された外的な対象であるとするならば、ある時と場所においては一つの事物に対して一つの価値しか存在しえないであろう。しかし価値が価値づけの過程 *process of valuation* であるならば、この評価の目的は価値がいかなるものであるべきかを決定することである。売り手と買い手、債権者と債務者、雇用主と従業員、主権者と市民の間の倫理的関係を価格によって表示するということがその目的であるならば、これらの基本的な人間関係の種類と同じ数の価値が、同一の対象について存在しうるであろう。なぜなら、価格は需要と供給との結果であると同時に、正義と不正義を計測する尺度でもあるからである。価格がより広範に政府や労資団体によって統御されるようになると、価格は需給の結果であるだけでなく、ますます正義と不正義の尺度になっていくのである。(Commons [1924a] pp. 211-2, 邦訳 273 ページ)

裁判所、料金規制委員会、労使協約といった集団的行動は、公共目的に照らして資産を文字通り「価値づける」のである。公共目的として、具体的には、水道料金がインフラにふさわしい水準であることや課税の平等性が挙げられる。裁判所をはじめとする集団的行動のそうした役割は、財産権や価値の明瞭な定義から演繹によってある決定を導く方法とは対照的である。後者の方法の基底にあるのは形式主義、及び、法観念が明確な線やかたどられているという信念であり、それらは19世紀の法思想において支配的な考え方であった。

コモンズが検討した、財産権や価値の変化には、2種類があるように見える。まず、その質的な変化である。財産権の意味は、最高裁判所による憲法解釈の変更によって、有体・無体財産のみな

33) この着想は、機能しているネットワークが価値をもつという、現代に応用可能な考え方を孕んでいる。

らず無形財産を含むものへと「変革させられた revolutionized」(Commons [1934a] p. 76, 邦訳 121 ページ)。これは、質的な変化という意味で、価値の「進化」である。その背後には集团的行動の変革、すなわち最高裁判所による憲法解釈の変更があったのだから、この変革は、集团的行動と価値の共進化であるといえる。

次に、財産権や価値の内容の漸進的かつ継続的な修正である。裁判所や行政委員会は、次々に生起する紛争を解決するために、財産権や価値の不明瞭な輪郭に改めて線を引き直す。例えば、資産の評価方法の変更、適正な利潤率の範囲をめぐる判例の積み重ね、が挙げられる。こうして集团的行動の決定に応じて、財産権や価値の内容は漸進的に変化していく。

いずれの変化も、以下の方式にもとづいて生じている。現在生起する紛争を契機に、統治機構の意思決定者たちは、事実や判例を調査し、それらを将来の目標に照らして再定義、再解釈、再評価する。そうして、社会の目的³⁴⁾、現在の紛争、過去の先例を暫定的に調和させる法秩序が再創造される。それは、演繹及び帰納という論理的展開のみならず、意思決定者たちの創造的推論も関与する過程である。これがのちにコモンズのいう、「紛争に判決を下すことによって法を創るコモン・ロー方式」(Commons [1934a] p. 707) である。1900年代までこの方式、すなわち価値づけをめぐる推論と決定をほぼ専管してきたのが最高裁判所を頂点とするアメリカの裁判システムであった。しかし、1910年前後から1930年代前半にかけて、価値の調整をめぐる推論と決定の主役は、裁判所よりも、むしろ、公益事業委員会、産業委員会、1933年農業調整法と全国産業復興法、及び、統治機構によって認可され、授権された労使交渉システムになっていった。こうした主役の推移は、Commons [1924a] まであまり丁寧に論じられていないが、後の Commons [1934a] において主題の一つとして表れることになる。さらに、コモンズの意を汲んで、コモン・ロー方式の対象である法秩序を、主権の法のみならず、私的な継続的活動体のワーキング・ルールを含むルールの体系であると広く解釈すると (Commons [1934a] pp. 72-3, 邦訳 115 ページ)、コモン・ロー方式は、法を含むあらゆるワーキング・ルールが進化する際の方式、つまり制度進化の方式を意味することになる。こうした制度進化の方式についての理解に、コモンズは、判例研究を通じて到達したと考えられる (Commons [1924a] pp. 349-51; Commons [1934a] p. 73, 邦訳 115-7 ページ, pp. 706-7)。現在価値が期待に由来するものとみる進歩的な考え方、及び、集团的行動がそのような虚実皮膜の現在価値に安定性や制約を与えるという、価値と制度を結合させる考え方は、同時代の経済学者と比べたときのコモンズの独自性であり、なおかつ、制度を価格決定方程式のパラメータとみなす現代制度経済学の主だった見方とも一線を画している。Commons [1924a] の時点で、コモンズはこうした独特な見方を提示するに至った。

3 「機会」に焦点を当てた価値論——ピッツバーグ・プラス

1923年、巨大鉄鋼会社 U.S. スチールは、いわゆる「ピッツバーグ・プラス」という価格差別協定を結んでいるとして、連邦取引委員会に提訴された。コモンズは、ウィリアム・Z・リブリー、フランク・フェッターと共に、1923年に「ピッツバーグ・プラスに反対する州連合 Associated

34) 社会の目的とは、第一義的には紛争解決であるが、公共の福祉、公平性、平等の増進といった目標も当てはまる。

States Opposing Pittsburgh-Plus」に従事する専門家としてピッツバーグ・プラスの実態を調査し、連邦取引委員会による聴取において彼らの主張を展開した(Commons [1924b]; [1934a] p. 2, 邦訳7ページ; Harter [1962] p. 76)。このピッツバーグ・プラス事件の調査と検討を通じて、コモنزは副次的に、価値論において機会に着目するという気づきを得た。

J. P. モルガン及びエルバート・H・ゲイリーが株式を保有するフェデラル・スチールとアンドリュー・カーネギーが所有するカーネギー・スチールとが合併して1901年に設立されたU.S. スチールは、価格の安定化を求めて他社との共謀を図るようになっていった。同社の生産拠点ピッツバーグは、複数の河川が合流する地点であり、かつ、放射状に延びた鉄道のハブであったため、鉄鉱石を収集し、鉄鋼を出荷するうえで、良好な交通条件を備えている都市であった。1907年不況を契機に、当時の同社社長ゲイリーは、他の3つの会社と価格協定を結んだ。この協定では、製品である鉄鋼の基本価格が設定され、各都市における販売価格はこの基本価格にピッツバーグから各都市への仮想運賃を上乘せ(プラス)した価格とされた。このピッツバーグを基点とする価格制度、言い換えれば、地域間の価格差別カルテルが、「ピッツバーグ・プラス制度Pittsburg Plus System」であった³⁵⁾。この制度は、U.S. スチールが全米どこでも運賃の不利を受けることなく販売することを可能にしたが、非基点都市の顧客にとってはピッツバーグの同業者に比べて高い価格で鉄鋼を買わざるをえない制度であったため、買い手の機会は、地域間で不平等となった。

この制度は、1923年に、勢力を伸ばしていた西部圧延鋼材消費者組合によって連邦取引委員会に提訴された。検察官は、「ニュージャージーにある持株会社[U.S. スチール]の法律上の所在地に帰属する独占を生み出している」ことを告訴の理由とし、その是正方法をクレイトン反トラスト法違反にもとづく持株会社の解散に定めた(Commons [1934a] p. 54, 邦訳87ページ)。

しかし、コモنز、リプリー、フェッターは、それとは異なる見解を経済学者として提示した(Commons [1924b]; [1934a] p. 2, 邦訳7ページ)。「すなわち、この事案は独占というよりも、むしろ持株会社が事業をしているところではどこにでも存在している差別待遇であり、その適切な是正方法とは、持株会社の解散ではなく、生産物に対する法律上の権原を、ピッツバーグ、シカゴ、ダルース、バーミンガムであろうと、鉄鋼が製造された地点で移転することであるとした」(Commons [1934a] p. 54, 邦訳87ページ)。コモنزの主張の核は、まず、持株会社の解散ではなく差別待遇の適正な規制を手段とすべきであるという点、次に、「すべての顧客が、その地で法的コントロールを求めて競争するのに必要な機会の平等を有する」状態にすることが是正の目的であるべきだという点にあった³⁶⁾。

コモنزは、のちにCommons [1927c]において、取引における差別待遇と競争の「適正さ」を論点とし、それらの法的コントロールを経済理論の検討対象とした。差別待遇とは、取引の相手方、例えば売り手から買い手に対して、「同じ状況に置かれている別の」買い手たちと同じ機会を有していない状況を指す(Commons [1927c]; [1934a] p. 330)³⁷⁾。ピッツバーグ・プラスの調査を

35) ピッツバーグ・プラス制度とその変遷について、より詳しくは尾上 [1956] 及び太田 [1988] を参照のこと。

36) 連邦取引委員会は、1924年に、ピッツバーグ・プラス制度に対する差止命令を下した。その後、鉄鋼業界の価格制度は、単一基点制度から複数基点制度へと移行した(太田 [1988] 285ページ)。

37) ジョージア州にある、ボイラー等の鋼製品製造業者スコフィールド社J. S. Scofield Sons Co.の担当者は、もしこの価格差別がなければ、同一設備のもとで2倍の雇用量と2.5から5割増の売上高を達成できたであろうと述べたという(尾上 [1956] 109ページ)。

通じて、コモンズは、生産費ではなく「機会」に焦点を当てた価値論を構築する着想を得た (Commons [1934b] p. 145)。

古典派経済学では生産費が価格変動の「重心」の位置を占め、また、新古典派経済学では限界費用は「均衡」の一要素を担っている。しかし、コモンズは機会を自らの経済理論の中心に据えた。機会は取引において、第 V 節第 3 項で後述するように、取引当事者たちの選択肢となって表れる。その中から選択肢が 2 つ選び取られ、さらに、一方の選択肢から他方の選択肢までの価格帯の中で、価格決定をめぐる交渉が繰り返される。そうして最終的に決まるのがその取引における価格である。そもそもこの選択肢を生成しているのは、法律や協定といった制度であり、さらに、その制度は、折衝者たちがもつ政治的、経済的、文化的な力の格差の帰結である。したがって、コモンズの経済学において、機会の平等を達成する手段は、ある取引当事者たちが有している選択肢そのものを「同じ状況に置かれている別の」取引当事者たちが有しているのと同じ選択肢へと規制することであり、より根本的には、制度形成時における発言力の格差を是正することである。その発言力の格差もまた、実は、結社の自由、団結の自由、会社法といった制度に起因している。というのも、利害の組織化がその利害に発言力をもたらすからである。

V 大恐慌からニューディールへ

1 コモンズと大恐慌——公私の管理運営機関の連動

1929 年 10 月のニューヨーク証券取引所における株価大暴落をきっかけに、大恐慌が始まった。ハーバート・フーヴァー大統領は、復興金融公社 Reconstruction Finance Corporation の設立、公共土木事業費の拡大、連邦農務局による農産物価格安定のための買い上げ政策などの不況対策を講じてはいた。しかし、彼の政権は有権者に景気回復を実感させることができずにその支持を失い、1933 年 3 月 4 日、フランクリン・ローズヴェルトが大統領に就任した。「百日議会」といわれる緊急議会において、初期ニューディール政策の核をなす、農業調整法 (Agricultural Adjustment Act: AAA, 1933 年 5 月成立) 及び全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act: NIRA, 1933 年 6 月成立) といった一群の法律が成立した。これらは、国家による生産制限にまで踏み込んだ農産物、労働力、工業製品の価格支持と各階層の購買力増強を狙った経済立法であった (Hawley [1992] pp. 157-200; Zieger [1976]; 秋元[2009] 74-84, 184-238 ページ; 尾上 [1985]; 林 [1988])³⁸⁾。

もともと、大恐慌期、70 歳前後になっているコモンズは、実態を緻密に調査し、係争中の経済問題を乗り越えるための制度の形成に携わるという第一線からはもはや退いていた。例えば、コモンズは議会で失業補償法案を通過させることに熱意を燃やしていたけれども、彼はかつての教え子でありウイコンシン大学の経済学者であったポール・ラウシェンブッシュ Paul Raushenbush と彼の妻エリザベス Elizabeth に法案の作成を委ねていた (佐藤[2013]62-3 ページ)。著作をみても、

38) 連邦最高裁は、NIRA に対しては 1935 年 5 月に、AAA に対しては 1936 年 1 月に、相次いで違憲判決を下した (Commons [1950] p. 213, 邦訳 241 ページ)。コモンズによると、その理由は、それらが全産業に対する一般的規制ではなく、対象が特定されている規制だからであるという (高橋 [2008] 546 ページ)。コモンズは AAA の試み、すなわち恐慌時において主権の管理運営部門が民間の集団的行動を素早く調整しようとする試みを強く支持しているようにみえる (Commons [1950] p. 238, 邦訳 268 ページ)。

この時期に出版されたものの多くは、新たな経験から導き出されたものでなく、過去の自らの著作や主張を再構成したものである。その中に、大恐慌からニューディール政策へという政治経済の激動を受けて彼が斬新な着想を得た形跡はみられない。ただし、彼は、アメリカを含めた大国が「管理された回復」に乗り出したという傾向³⁹⁾、及び、アメリカがファシズムに接近しつつあるという危険性を指摘する中で、経済調整において統治機構と民間団体はいかに連動すべきかを明瞭に論じた。これは「適正な資本主義」の制度的基礎を意味するという点で本稿にとって重要な論点であるため、以下で詳しくみていきたい。

コモنزは、下記のように、アメリカがいまやファシズムと紙一重の状態にあるという認識を示し、同時に、アメリカ資本主義をファシズムから隔離するための防衛線は何であるかを示した。

おそらく、アメリカ資本主義は、経済計画審議会 Economic Planning Council⁴⁰⁾の姿を装ってファシズムに向かって動いている。こうした動きは、まず、共産主義または無政府主義を抑えるために始まった。もっとも、それは、独裁者によって議会の信用が落とされ、裁判官が任命されたり罷免されたりしない限り、究極のファシスト国家にまでは至らないであろう。独裁者の抑圧をもって、市民の自由、すなわち労働組合、農民組合、事業協同組合、政党を結成する自由が抑圧されている。〔しかし、強調しなければならないのは、〕これらの団体こそ、自由な個人的活動という旧来の個人主義に代えて、共産主義、ファシズム、銀行家資本主義から現代の自由主義と民主主義が逃れる先ということである。(Commons [1934a] pp. 902-3)

コモنزによれば、ファシズムを阻止する防衛線は、立法府を存立させ続けることである。というのも、イタリアのように立法府が無力化されると、「管理運営についての一般法と一般標準」を規定するという機能、民間団体を認可し、差別待遇から保護し、必要な場合には管理運営の権限を与えるという機能が失われるからであり、それと同時に、民間団体もまた、自律的、自発的な団体ではなくなり、独裁者に管理される団体になるからである (Commons [1934a] p. 901)。

コモنزは、立法府は経済利害間の複雑な対立から距離をとり、上記の機能に集中すべきであると指摘した。その複雑な対立を妥協、調停させる役割を引き受けるべきは、行政委員会である。他の統治機構に比べて、「第四の統治機構」たる委員会が有している意義は以下の3点である。

第1に、集团的行動の発達に起因する諸々の経済問題に迅速かつ柔軟に対応することができる点である。

第2に、政党政治の権力から独立して、当事者間の討議を可能にする点である。委員会は、労使間の集团的交渉の討議空間であり、「調停者 conciliator」でもある (Commons [1934a] p. 849)。これに対して、「裁定者 arbitrator」とは、権威的な決定を行う、独裁者、国王、立法府、裁判所

39) アメリカにおける「管理された回復」の例は、NIRAとAAAである。1933年時点において、コモنزは、物価を安定させ、かつ、最低限の賃金を保証するという点でこれらの政策に、好意的な眼差しを向けている、あるいは控えめに言って、決して批判的な眼差しを向けてはいない (Commons [1934a] p. 887)。

40) この「経済計画審議会」は、おそらく実在の機関を指しているのではなく、全国のあらゆる産業に対する規制を策定する機関を指している。それに対応する実在の機関として、ソヴィエト連邦の「最高経済会議」が挙げられる (Commons [1934a] p. 897)。アメリカの全国復興庁はこの経済計画審議会に酷似している。しかし、それとの相違点は、本文中で述べるように、民間団体に自発性が残されている点である。

といった第三者である。集団間の討議と委員会の調停によるワーキング・ルールの構成が、「産業の構成的統治」である。この民主主義は、多数決という意味でも、地理的境界にもとづく比例代表制でもなく、「組織された、自発的でありながらも対立する経済的諸利害の代表」制である (Commons [1934b] p. 73)。

第3に、委員会による調査、利害代表の討議を通過して合意または調停に至ることによって、「達成可能な倫理的目標」を形成しうるからである。委員会は、事実調査の機能、ならびに、利害代表の討議と合意という集団的な検定の機能の両方を、裁判所に比べてより高度に有している (Commons [1934a] p. 160)。

民間団体による連動した行動を経済調整の根幹に据えるという考え方は、NIRA と AAA の中にもいくぶんかはみられる。例えば、NIRA においてはコードを策定する過程に産業諮問委員会や労働諮問委員会が関与している。

それ〔諮問委員会を経済調整の手段とするという仕組み〕は、ムッソリーニのファシスト団体 Fascist Corporation にひどく似通っているが、諸利害は自発的であり彼ら自身の代表を選んでいるという違いを伴っている。その一方で、ムッソリーニのファシスト団体は強制的であり、諸代表はムッソリーニ自身によって選出される。(Commons [1934a] p. 900)

ここまで、経済調整をいかになすかという課題について、コモンズが理想とする立法府の役割と自発的団体の役割をみてきた。すなわち、立法府の役割は、自発的団体を認可、保護し、あるいは、その団体に権限を与えることであり、自発的団体の役割は、委員会において経済的利害の複雑な対立に自ら対処することである。立法府と自発的団体は、経済調整について自らが効率よく振る舞える領域に自らの活動をとどめながら、しかも、委員会を媒介として連動していることが肝要である (Commons [1934a] p. 901)。

Commons [1924a] において、コモンズは裁判所の「至高性」を強調していた。それでは、この時期、コモンズは裁判所についてどのような見方をとっていたのか。

憲法を文面通りに素直に読む人々は当然に財産の定義は諸州に残されていると考えているけれども、合衆国最高裁判所こそが、今や何が財産であるかを定義しているのである。共産主義とファシズムが立法府と裁判所を廃止して政府の行政部門の命令をその代わりにしている領域で、アメリカン・システムは、行政と立法府よりも合衆国最高裁判所の命令を優先している。連邦裁判所は、独裁のアメリカ版になるのである。

これがアメリカの資本主義であり、世界大戦時の革命以降の共産主義とファシズムにおける行政的主権ではない。1689年以降におけるイギリスの立法的主権でもない。しかし、アメリカの資本主義は、1900年以降における、最高裁判所の司法的主権なのである。その執行手段は独裁者の命令 decree ではない。それは、裁判所の強制命令 injunction である。(Commons [1934a] p. 882)

このようにファシズムと対比させながら裁判所の至高性をおぞましく表現している箇所がみられるものの、経済調整に対して裁判所が果たす役割には留保がつけられている。それは、1928年以降、

1933年までに書かれたコモンズの著作に現れている。Commons ([1934a] pp. 773-88) 「希少性, 豊富性, 安定化—経済的段階」と1928年草稿の対応箇所 (Commons [1928] r. 13, s. 193-5) を比較すると, 以下の引用文のうち下線を引いた部分が加筆されていることが分かる。なお, この引用文は, 裁判所が, 売り手が提示する不当に高い価格のみならず, 買い手の賃金ダンピングを他の取引参加者の「機会の不平等」につながる不正として認めたことについての, コモンズの評価である。

こうして, 最高裁判所は, 大衆と立法の, 差別的取扱いの意味づけの変化に約15年遅れた。そして, これは, 一般的に, 裁判所の慣習的遅れ customary lag として考慮に入れられるかもしれない。

差別待遇の意味づけに関する, コモン・ローの遅れに関する上記の説明は, 一般運送業者として知られているものだけに当てはまるのではない。・・・

こうして, 紛争に判決を下すことによって法を創るこの過程は, 遅れをともないながら, 変化する経済的状況と正義と不正義についての変化する倫理的意見に適合した。・・・のれんの概念は, 裁判所によって構築されたように, 希少性の原理にもとづく。その原理は, 機会は限定され, かつ, マージンは乏しく, それゆえに, 各競争者は自らの現在の顧客と自らの現在の通商割合を維持する努力をしなければならないという前提をもつ。これが, 現代の「ビジネス倫理」の一部になった。それは, 価格ダンピングが顧客にとって良いことではないという理解を内包している。このビジネス倫理は, 紛争に判決を下すことによって法を創るコモン・ロー方式によって, 多かれ少なかれ「不文」法に変換される。(Commons [1928] r. 13, s. 193-5; [1934a] pp. 773-88)

この加筆箇所から以下の2点が示唆される。第1に, コモンズが, 「ビジネス倫理」に裁判所が大きく遅れをとっていることを強調した点である。第2に, 彼が, 政治経済の安定化に寄与するワーキング・ルールを構成する諸々の私的活動体を, 安定化の意志的な担い手として積極的に評価しようと試みた点である (cf., Commons [1934a] pp. 902-3)。ビジネス倫理や「共存共栄」政策といった, 価格ダンピングを回避する協定を意味する語句自体は Commons [1927c] においても登場するものの, 裁判所の遅れと対比させながらその先行性を強調した記述はない。政治経済が激しく動揺した時期, コモンズの関心は, 制度形成が的確であり迅速であるか, 及び, その執行が時宜に適切であるか, それらを叶える仕組みとしてどういったものが望ましいのか, に注がれていたようにみえる。だからこそ, コモンズの眼差しは裁判所から若干離れ, 立法府, 委員会, 自発的団体という「公私の管理運営機関の協力」に向けられたのである。

2 インセンティブの制度

コモンズが公私の管理運営機関の協力を彼の制度経済学体系の前面に押し出した理由は, 1932年ウィスコンシン州失業補償法の成立によって, 委員会や討議という調整の仕方に対して確信を深めたからであろう (Commons [1934a] p. 861; [1950] p. 24, 邦訳28ページ; 佐藤 [2013] 57-88)

ページ)⁴¹⁾。この法律の成立は、バスコムによって蒔かれたウィスコンシン理念の芽が、コモンズの尽力によって見事に花開いたことを象徴する出来事であった(ザンズ[2005]46-8 ページ)。ただし、1932年に失業補償法が議会を通過した根本要因はウィスコンシン州経済の悪化であった(Glad [1990] ch. 9)。このことは、失業補償法案が1921年に州議会に提出されて以降、1920年代のすべての会期で出し続けられた同種の法案がすべて通過しなかったことから明らかである(Commons [1921]; [1925]; cf., Bernstein [1983]; Nelson [1969]; 佐藤 [2013] 60 ページ)。したがって、委員会という調整方式に焦点が当てられた Commons [1934a] の終盤の記述は、統治機構が大恐慌への対処に迫られたという当時のウィスコンシン州の情勢を反映しているといえる。

委員会方式に対するコモンズの深い信頼は、Commons ([1950] pp. 270-7)「管理運営の手続」という項にあふれている。続く「公私の管理運営機関の協力」⁴²⁾という項では、コモンズが関与した1911年ウィスコンシン州労災予防法の成立とそれ以後の管理運営について、労災を予防する仕組みを作り上げるという彼の「実験」の成果が語られている。その箇所は実務家としての、かつ、制度経済学者としての、彼の経歴のハイライトを表しているの、長くなるが引用したい。

よく言われるのは、人間性を変えることができないからこそ社会改革をもたらすことはできない、ということである。しかし、私は、ウィスコンシン州において25年よりも短い期間で現実に人間性 human nature が変化させられることをみた。雇用主たちは、かつては従業員たちの健康と安全に無関心であった。・・・彼らは「資本家は従業員の血の中から利潤を作り出す」という標語をもっていた。・・・しかし、この州ではもはやその標語は聞かれなくなった。雇用主は自らでその人間性を変化させた。彼らは、自らの産業の中に合衆国で最も強い安全運動を築き上げた。そして、この州の合言葉は、従業員による損害賠償請求訴訟をいかに打ち負かさずかではなく、彼らが「安全精神 safety spirit」と呼ぶものである。それは、従業員の災害を防ぎ、最善の医療と病院での看護が可能であれば速やかにその健康を回復するという精神である。(Commons [1950] pp. 277-8, 邦訳 312-3 ページ)

コモンズが「人間性」と呼んだものは、今でいう、インセンティブ構造に近い。相互保険という制度の下で、雇用主は、あくまで利潤動機にもとづいて、すなわち労災を予防したほうが費用の削減が可能になるという理由から、自らの行動指針を自発的に変えたのである⁴³⁾。上記の引用文に続いて、コモンズは、ある雇用主がウィスコンシン州ウォーソーに本社を置く使用者相互責任保険会社に宛てて出した手紙を紹介した。

41) もちろん、彼はそれ以前から委員会を高く評価し、また、諸価値や諸制度の変化過程において果たす役割を指摘していた(Commons [1911]; [1924a] pp. 357-8)。

42) この項は、1935年2月6日にコモンズが Wisconsin State Conference of Mutual Casualty and Fire Insurance Companies における演説を掲載した箇所である。

43) 高 [1999] は、コモンズの制度経済学の社会観と個人観を次のようにまとめた。創造力豊かな諸個人は、個人的行動を拡大させるために諸制度に参加する。制度の構成員となっている個人の行動機会は、その制度によって一部拡大されると同時に一部制約される。この制度による拡大と制約によって個人の利益と公共の利益が共に増大する道が開ける。

「数週間前に A. L. ケームズ氏が貴社〔使用者相互責任保険会社〕の安全技師として私たちの工場にやって来ました。私は、とても喜ばしく思いました。・・・ケームズ氏は工場の問題を理解し、工場の監督者と語り合いました。・・・私たちには2つの問題がありました。・・・私は、ケームズ氏がその幅広い経験からそれらを解くカギを見つけることができるであろうと思ひながら議論しました。同じ日の午後、ケームズ氏は戻ってきて示唆を与えました。・・・その問題の一つは解決されました。もう一つの課題には進捗がありました。・・・あなたは、私たちがこのことを十分に理解し、そしてケームズ氏のいかなる提案も見過ごされることはないと思ひを確信していただいよ。」

私はこの手紙を見て笑わずにはいられなかった。この手紙は、当のケームズ氏が工場検査官の一人であった25年前に、わが産業委員会が最大の困難を感じ、口汚い反対を受けた会社から届いたものであった。この1934年の手紙は、間違いなくこの製造会社の人間性の変化を示したものである。(Commons [1950] pp. 280-1, 邦訳316ページ, コモンズが紹介した手紙の中略は引用のまま)

この手紙は、インセンティブの変化が、使用者を取り巻く制度が変化するやいなや生じたものでなかったことも知らせている。その変化を自ら起こさせるためには、広報や教育といった外部からの継続的な刺激が必要であり、また、安全技師や従業員との相互理解を得るための長い時間も必要であった。コモンズのいう「管理運営」には、当事者たちの認識の変化を促すための長期的な取組みも含まれていた。

もっとも、コモンズは法案の作成に直接には関与しなかったことから、1932年ウイスコンシン州失業補償法は、彼の意図を完全に反映したものとはならなかった。1931年にラウシェンブッシュ夫妻らによってウイスコンシン州議会に提出された失業補償法案は、コモンズ案よりも企業側によって受け入れやすいものになっていた。というのも、ラウシェンブッシュらの法案は、失業基金の勘定をコモンズ案にみられた産業別勘定ではなく、企業別勘定にすることで経営者が自社の従業員の失業にだけ責任を負えば足りるようになっていたからである。しかも、失業は労働災害のように発生を予測できないという理由から、「経験料率」すなわち解雇した人数に応じて基金への拠出率を変動させる方策は控えめにしか採用されなかった。このため、この法案は、提出時点で、コモンズが意図した通りのインセンティブの体系から若干の距離が置かれたものになっていた。失業補償法案は、自分の企業独自のプランを存続させることを望む経営者と妥協するためのさらなる調整を経て、1931年12月に議会を通過した(佐藤 [2013] 57-80ページ)。

コモンズが1920年代に抱いていた構想通りとはならなかったものの、彼が望んだ失業補償の法制化は、ウイスコンシン州を超え、連邦レベルに及んだ。1935年に成案した社会保障法では、連邦レベルでの失業保険制度が導入され、法案の作成過程において、ラウシェンブッシュ夫妻の経験が大いに参考にされた。さらに、失業保険制度の枠組みは、1934年6月に設立された経済保障委員会 Committee on Economic Security によって作られていたが、これも立案に中心的な役割を果たしたのは、アーサー・J・オルトマイヤー Arthur J. Altmeyer 労働次官補やエドウィン・E・ウィッテ Edwin E. Witte 経済保障委員会事務局長といったコモンズの教え子たちであった(加藤 [2013]; 佐藤 [2013] 18-56ページ; 中島 [2014] 241-2, 250ページ)。

公私の管理運営機関の連携の下でより適正な資本主義を構築するというウイスコンシン州におけ

るコモンズの実験は、彼の教え子たちが継承することで変形を被りながらも、25年で着実な成果を实らせた。

3 適正価値論

1933年11月までのアメリカの法、政治、経済の変化を感じ取りながらコモンズが Commons [1934a]においてようやく結実させた価値論が、適正価値論であった。以下に示すいずれの要素も、1893年 DoW にはみられない。両著作の間には、19世紀末から1930年ごろにかけての、アメリカの法、政治、経済の変動から得られた着想にもとづく、彼の思考上の跳躍がはっきりと見て取れる。

Commons [1934a]によれば、「適正さ」とは、以下の必要条件に則った行動に与えられる法的・倫理的な評価とされた。それは、「平等な機会」、「公正な競争」、「交渉力の平等」、及び、「正当な法手続き」である。これらの法学上及び倫理上の論点と経済学の結合点となるのが、制度経済学の実験上の「基本単位」、つまり「取引 transaction」⁴⁴⁾である (Commons [1934a] p. 57, 邦訳 92 ページ; 高 [2004] 225 ページ)。以下に示す「取引の公式 formula」を着想することによって、コモンズは、裁判所やビジネスマンの着眼点である「機会に立脚する理論 opportunistic theory」を構築することに成功した (Commons [1934a] p. 868)。

裁判所は、買い手からみて売り手たちが提供する諸機会 (図 1 においては B 及び B¹ が選択できる S の \$ 110 と S¹ の \$ 120) が、「同じ状況に置かれている別の」売り手が提供する諸機会と同一であるかどうかを基準に、ある経済紛争に対して判決を下す。売り手からみて買い手たちが提供する諸機会についても同様である (図 1 においては、S 及び S¹ が選択できる B の \$ 100 と B¹ の \$ 90)。このような観点から「公平な機会」が目指される。

くわえて、裁判所は、ある売り手による不当に高い価格 (例えば S と S¹ の高水準での価格協定、S による競争者 S¹ らの排除と恣意的な価格設定など)、及び、ある買い手による価格ダンピング (図 1 において、例えば競争者 B¹ らの排除を目的とする B による不当に低い価格設定など) を、やはり「同じ状況に置かれている別の」売り手や買い手を考慮しながら、「公正な競争」を目指して規制する⁴⁵⁾。

		経済的關係			
買い手 Buyers の入札額 bid	\$ 100	B	競争 (機会)	B ¹	\$ 90
交渉力 (経済的力)・道徳的力	力				
売り手 Sellers の希望額 asked	\$ 110	S	機会 (競争)	S ¹	\$ 120

図 1 売買交渉取引の公式

出典 Commons [1927c] ch. 1 p. 15 Figure 1; [1928] r. 12 s. 762 を参考に著者作成

44) 売買交渉取引 bargaining transaction, 管理取引 managerial transaction, 割当取引 rationing transaction という 3 種の取引の連関という視点から適正な価値を論じたものとして、宇仁 [2013; 2014] が挙げられる。

45) より詳しくは、Kitagawa ([2015] pp. 6-9) を参照のこと。

コモنزのいう「正当な手続き」とは、これまでにみてきた、手続的及び実体的正当手続きと条理の原則の両方を包含し、さらに、政府のみならず、あらゆる継続的活動体の集团的推論、決定、ワーキング・ルールの制定・改廃に当てはまるという (Commons [1924a] pp. 342-53; [1934a] pp. 63, 71, 80, 邦訳 101, 112-3, 125 ページ, pp. 680-4)。ある集団が、事前に定められているワーキング・ルールに沿って個人の財産に影響を及ぼす決定をなす場合、不利益を被る私人・法人には弁護の機会が与えられる（「プロシージャラル 正当手続き」）。そのワーキング・ルール自体は、目的が正当であるか、及び、その目的を達成するための手段が正当であるか、をその時々⁴⁶⁾の状況を踏まえて集団で検討する対象と常になっている（「サブスタンスヤル 正当手続き」）。当然そこには、社会正義と不正義というその時々⁴⁶⁾の規範の問題が絡んでくる。くわえて、意思決定に至るまでの討議の過程においては、ある私人・法人が被る不利益、集団として得られる公的な利益を比較考量するという思考方式が主に採用される（条理の原則）。

これらの要件を満たした行動が、適正な取引であり、意図したものであれ、意図せざるものであれ、その取引の帰結、つまり「価格」が「適正な価値」である。したがって、適正であるかどうかは、特定の帰結によって判断されるのではなく、行動が上記の要件を満たしているか否かによって判断される⁴⁶⁾。コモنزの適正価値論には、公私の無数のワーキング・ルールを上記の必要条件を制度的に満たすために改善していくべきである、というメッセージが含まれている。

これらのワーキング・ルールは、不変ではない。次々に生起する紛争を解決する中で、不斷に変化していくのである。ワーキング・ルールの変化に伴って、経済学の中核をなす概念の定義、例えば、「財産権」や「自由」の意味づけ自体が根本的に変化していく。この考え方は、「自然権」という考え方にもとづいて、諸権利を先験的なものとみなす経済学者や法学者の考え方とは根本的に異なる (Commons [1934a] p. 92, 邦訳 143 ページ)。適正価値論において、市場価値基準の財産権、つまり収益期待の現在価値は、ワーキング・ルールの変化と共に進化していく概念なのである。

このような、ルールと価値の「共進化」は、コモنزが連邦最高裁の判例動向を注視したからこそ生まれた発想であろう。コモنزがそうしたのは、連邦最高裁が憲法、連邦法、州法をその時々どのように解釈したかを的確に把握できるかどうか⁴⁶⁾が彼の仕事の成否に直結したからである。

このワーキング・ルールを、法規のみならず企業や労組といった私的な継続的活動体のルールも含むものとして広く捉えるとき (Commons [1934a] p. 69, 邦訳 110 ページ)、ワーキング・ルールの束、つまり社会秩序は、公私のワーキング・ルールの絡み合いから成り立っていると考えることができる。コモنزは、とりわけ大恐慌以後に「公私の管理運営機関の協力」を強く訴え、公から私への権限移譲や、トップ・ダウンの権力行使とボトム・アップの権力構成との循環にもとづく社会統治を構想した (北川 [2014] 64 ページ)。コモنز自身は明示するに至らなかったが、公私のワーキング・ルールを適切に接合させることによって権力動態の循環回路を完成させた状態が、適正な価値が形成されるための必要条件である。

46) この判断は、単なる形式的な判断ではない。なぜなら、先に述べたように、その時々⁴⁶⁾の社会正義や公私の利益が常に検討対象になっているからである。さらに言えば、私たちは、現代における適正価値の必要条件とは何であるかを、判例、ビジネス慣習、社会正義を訴える言説などの検討を通じて再考する必要がある。私たちは、単にコモنزがそう言っているからという理由から、適正価値の必要条件は「平等な機会」「公正な競争」「交渉力の平等」であると安直に受け入れてはならない。なぜなら、適正価値とは社会環境に応じて構成される社会正義の概念だからである。

Commons [1934a] 執筆当時、適正さには、「普通 ordinary」と「理想主義のうち実行できる上限 upper practicable limit of idealism」という2つの意味づけが存在していたという (Commons [1934a] p. 860)⁴⁷⁾。その違いをもたらすのは、ワーキング・ルールの制定方法である。前者は、裁判所が選択する慣習である。後者は、「対立しつつも自由意思にもとづいて組織されている諸利害の自発的合意」である (Commons [1934a] p. 861)。後者についてコモンズが想定したのは、「委員会」、具体的には、主権を調停者とする労使の「共同交渉システム」である (Commons [1934a] p. 858)。Commons ([1934a] pp. 840-75) は、ウィスコンシン州産業委員会において、安全法と失業補償法の法案を練り上げる中、調査において明らかになったベスト・プラクティスを普及させることに労使が合意した、という事例を高く評価した。討議にもとづいて構築されたワーキング・ルールは、労使双方の動機や利益に一定程度配慮したものになったという。このような調査、折衝、合意の過程を、コモンズは「合意にもとづく理想主義 consensual idealism」と表現した (Commons [1934a] p. 743)。コモンズの集团的推論に対する深い信頼は、次の記述にはっきりと示される。

わたしはのちに、授業の中で20年以上をかけて、この適正さの定義〔無理なく許容できるもの reasonably permit〕を「観念論」から区別される私の「プラグマティズム」の意味として練り上げた。・・・適正さは、実行可能性によって制限された理想主義である。実行可能性は、より進歩的な経営者たちが有する工場の操業において実際に探求され、かつ、確認されうる。そのあと、法律によって認可された委員会のルールがその他の経営者たちを彼らの水準にまで引き上げるのである。・・・価値の集団主義的理論は、現に存在するベスト・プラクティス、慣習、コモン・ロー、裁判所の決定に由来する。この理論は適正さを「客観的な」ものにし、それゆえ、探求と検証を可能にする・・・ (Commons [1934b] pp. 155-6)

VI 結論

本稿では、アメリカの経済、政治、司法の趨勢をコモンズの活動と並行して見てきた。その結果、それらアメリカの歴史的発展と直結した以下の3つの論点が適正価値論の理解に欠かせないことが分かった。ここでは、それら3つの論点を以下にまとめて結論としたあと、推論を交えながら戦後体制における制度経済学の没落と現代においてそれが再び必要とされる可能性について考察したい。

第1に、「財産権」及び「自由」の意味づけの変化である⁴⁸⁾。南北戦争による修正の一つである1868年合衆国憲法修正第14条の「財産権」及び「自由」の意味づけは、1870年代半ばから1890年にかけての一連の判決の中で変容した。財産権は有体財産と無体財産のみならず無形財産を含むものに拡張された。財産権の非物質的理解によって、財産権の問題は、物理的侵害のみならず、その財産の「市場価値」を減少させるものを含むようになった。コモンズは市場価値を、期待収益の現在価値であると定義した。「自由」は、身体上の自由から経済上の自由へと拡張された。さらに、

47) ここで言いたいのは、Commons [1934a] 執筆当時、コモンズが適正さについて2通りの意味づけを裁判所、委員会、州法において確認していた、ということであり、2つの先験的な意味づけが存在する、ということではない (Commons [1924a] p. 346 ; [1934a] pp. 680-4)。

48) 前述、第Ⅲ節第2項、第Ⅳ節第2項を参照のこと。

連邦及び州がこの経済上の自由を規制するとき、法律の目的に対応する実体的内容が問われうるとされた。このことから、以下の2つが示唆される。一つに、合衆国最高裁判所は、自らの憲法解釈を変化させることによって広範にわたる違憲判決権を得たことである。Commons [1924a] が最高裁判所に注目した理由の一つは、19世紀末から1937年まで、合衆国最高裁がこうした権限を実際に行使していたからである。もう一つに、憲法解釈の変更によって、統治機構による調整の対象となる「価値」の定義自体が変化した点である。変化には、有体財産から無形財産への拡張といった概念の飛躍、つまり進化と、資産評価方法の変更などの漸進的な変化がみられる。Commons [1924a] 及び [1934a] において、コモンスが諸概念や諸仮定を確定させ、そこから演繹を通じて結論を導き出すというやり方をとらなかった理由の一つは、当時の訴訟、すなわち、そうした演繹と真っ向から対立する事象を扱うためであろう。最高裁判所の「条理の原則」という、ある競争制限的慣行によってもたらされる公共の利益と不利益を比較考量することによってその慣行を判断するという裁判所の準拠原則もまた、形式主義や演繹とは明らかに異なる行動原理であった。

こうした、実体の裏づけのない価値がある制度のもとで確定され、したがって、価値の進化の背後に制度の進化があり、しかも、制度進化はプラグマティックな思考様式にもとづいているという見方は、初期の新古典派経済学者であるフィッシャーはもちろんのこと、社会経済学者のクラーク、コモンスと一時期接点をもったジョン・メイナード・ケインズやゲンナー・ミュルダールとも違った特異な見方であった。

第2に、経済紛争を解決する過程において問題になっていたのが、生産費や限界費用ではなく「機会」であった点である⁴⁹⁾。1893年DoWは、合理的個人、効用逓減、費用逓増を前提とする経済学を用いて独占を分析した。その一方で、DoWの中には、機会の不平等が独占の本質であるという記述がみられる。分析理論と主張は、地続きではなかった。1890年から1919年にかけて活発化した、独占の規制における裁判所の目的は不平等な機会の是正であったし、1923年ピッツバーグ・プラス事件において連邦取引委員会が求めたのもまたそうであった。こうした現実の紛争解決を受けて、コモンスが選んだのは、経済学の既存の公理系に固執することではなく、機会の平等ないし不平等を捉えることができ、かつ、その不平等を是正する主権による規制を組み入れることができる分析枠組みを新たに構築することであった。適正さは、生産費でも市場占有率でもなく、機会について要求される。

第3に、価値の調整において主役になる統治機構が推移していったことである⁵⁰⁾。19世紀半ば、企業に対して事業運営と資金調達の見直しを認める認可書を発行する政府は、企業によって抱き込まれていた。DoWが指摘したように、政府が与える独占的特権が、機会の不平等をもたらしていた。しかし、カルテルを規制する1887年州際通商法、続いて1890年シャーマン反トラスト法と、独占に歯止めをかける経済規制立法がなされた。こうして傾向が変化したことを受けてか、Commons [1899-1900] においては、主権の中でも立法府の権威性が強調された。1890年から1919年にかけて、革新主義政権下で反トラスト法が活発に運用された。その象徴が、1911年スタンダード・オイル事件であった。Commons [1924a] においては、価値の調整体系における裁判所の「至高性」が強調された。この著作及びCommons [1934a] においては、統治機構の役割として、競争環境を適正

49) 前述、第IV節第3項、第V節第3項図1を参照のこと。

50) 前述、第II節第2項、第III節第3項、第4項、第5項、第IV節第2項、第V節第1項を参照のこと。

な度合いに保つために調整を図るという役割が強調されている。1900年代以降、州を中心に独立行政委員会が雨後の筍のように現れた。Commons [1934a] には、委員会が頻発する経済紛争を迅速に調査し、解決する方式として優れていると確信をもった記述がみられた。大恐慌以後、コモンズは、トップ・ダウンの権力行使とボトム・アップの権力構成との循環にもとづく社会統治を構想した。公私の管理運営機関の協力のもと、こうした権力動態の循環回路を完成させた状態が、適正価値が形成されるための必要条件である。

総じてみると、コモンズは、19世紀末から1930年代にかけてのアメリカの司法、政治、経済の動向を実態調査や集団的行動への参加を通じて的確に把握していた。それだけにとどまらず、彼は、1910年代半ばにおいては、革新主義時代を牽引した人物の一人でもあった。こうした革新主義時代の政策形成者の思考方式にニューディール政策に対するわずかな批判的考察を加味して言語化されたのが、適正価値論であった。

コモンズは、主権による授権や調停のもとで経済的利害集団間の交渉がなされるというシステムの構築に尽力した。この公私の管理運営システムは、ニューディール政策において、政府が規則の策定に参与する度合いを高めつつ、より大々的に実施された。ニューディール期に制定された1933年グラス・スティーガル法、1935年ワグナー労使関係法、1935年社会保障法は、戦後アメリカの社会秩序の基礎の一部として組み込まれた。コモンズを嚆矢とする、本稿のいう制度経済学者がアメリカの政治経済の生成期に実務上・理論上で活躍し、その成果がいくらか仕組みを変えつつも戦後アメリカ社会に反映されたのである⁵¹⁾。制度再編という社会的事業が一旦の成果をあげたあと、利害集団間の対立を折衝と制度設計を通じて止揚させることに長けた制度経済学者は、逆説的にはあるが、制度再編の任を担うよう社会から強く要請されることがなくなったのではないだろうか⁵²⁾。しかし、現在、アメリカをはじめとする先進資本主義は、単純なケインズ主義へと回帰することも、ネオリベリズムという新たな教義に盲従することもできず、模索過程のただ中にある。このようにアメリカ社会の発展と制度経済学者の盛衰を捉えるならば、制度経済学者やその信念に共鳴する学者を、すなわち対話や交渉に根ざしながら今の時代の社会正義に即した理論と制度を見出し、構築することができる者たちを必要とする時代が再び到来したとみることもできるかもしれない。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 20759922 及び 26285048 の助成を受けたものである。本稿の執筆過程において、塚本隆夫氏（日本大学）、兵頭淳史氏（専修大学）、佐藤方宣氏（関西大学）、若森みどり氏（大阪市立大学）、黒澤悠氏（大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員）、内田雄介氏（大阪市立大学大学院博士前期課程）、安岡邦浩氏（京都大学大学院博士後期課程）、くわえて、二人の匿名の査読者

51) ニューディール秩序の戦後変容については、論点が数多く残されている（中島 [2014]）。しかし、本稿では、1980年代以降、ロナルド・レーガン政権下での「アメリカ戦後体制の解体」に触発されて、「解体対象としてのニューディール」に関心が集まったことそのものに注目したい。

52) Rutherford [2011] は、学史家としてアメリカの制度主義者たちの盛衰を丹念に調べ上げた。その一方で、本稿は、アメリカにおける社会制度の安定と動揺の歴史という観点から、制度主義者の盛衰の理由を引き出し、それだけでなく、制度主義者が再び必要とされる可能性を示唆する。

から本稿の主張を補強する有用な意見を頂戴した。ここに記して深く感謝する。もちろん、本稿の質とありうべき誤りの責任はすべて著者が負っている。

参考文献

- Balogh, B. [2009] *A Government Out of Sight: The Mystery of National Authority in Nineteenth-century America*, New York, Cambridge University Press.
- Bazzoli, L. [1999] *L'économie politique de John R. Commons: Essai sur l'institutionnalisme en sciences sociales*, Paris, L'Harmattan.
- Bernstein, I. [1983] *The Lean Years: A History of the American Workers, 1920-1933*, New York, Da Capo Press.
- Bessy, C. et O. Favereau [2003] "Institutions et économie des conventions," *Cahiers d'économie politique*, 44, pp. 119-64. (山本泰三・須田文明訳「制度とコンヴァンション経済学 [上]」『四天王寺大学紀要』第53号, 451-79ページ, 2012年; 「制度とコンヴァンション経済学 [下]」『四天王寺大学紀要』第54号, 567-85ページ, 2012年)。
- Clark, J. B. [1899] *The Distribution of Wealth: A Theory of Wages, Interest and Profits*, New York and London, Macmillan. (田中敏弘・本郷亮訳『富の分配』日本経済評論社, 2007年)。
- Clemens, E. W. [1950] *Economics and Public Utilities*, New York, Appleton Century Crofts. (竹中龍雄監訳『公益企業経営論』ダイヤモンド社, 上巻1953年, 下巻1954年)。
- Coase, R. H. [1988] "The New Institutional Economics," *American Economic Review*, 88 (2), pp. 72-4.
- Commons, J. R. [1893] *The Distribution of Wealth*, New York, Macmillan.
- [1899-1900] 1965. "Sociological View of Sovereignty," *American Journal of Sociology*, 5 (1), pp. 1-15, 5 (2), pp. 155-71, 5 (3), pp. 347-66, 5 (4), pp. 544-52, 5 (5), pp. 683-95, 5 (6), pp. 814-25, 6 (1), pp. 67-89. Reprinted in J. R. Commons, *A Sociological View of Sovereignty (1899-1900), with an Introductory Essay "John R. Commons' General Theory of Institutions" by Joseph Dorfman*, New York, A. M. Kelley.
- [1907] 1996. "The Wisconsin Public-utilities Law," *The American Review of Reviews*, 36, pp. 221-4. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 188-94.
- [1910] 1996. "How Wisconsin Regulates Her Public Utilities," *The American Review of Reviews*, 42, pp. 215-7. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 237-50.
- [1911] 1996. "The Industrial Commission of Wisconsin," *American Labor Legislation Review*, 1, pp. 61-9. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 243-50.
- [1913] 1996. "Constructive Investigation and the Industrial Commission of Wisconsin," *The Survey*, 29, pp. 440-8. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 251-67.
- [1921] 1996. "Unemployment," *The Survey*, 42, pp. 5-9. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 1, London and New York, Routledge, pp. 288-98.
- [1924a] *The Legal Foundations of Capitalism*, New York, Macmillan. (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基礎 (上巻)』コロナ社, 1964年)。
- [1924b] 1996. "The Delivered Price Practice in the Steel Market," *American Economic Review*, 14, pp. 505-19. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 317-30.
- [1925] 1996. "The True Scope of Unemployment," *American Labor Legislation Review*, 15, pp. 33-44.

- Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 360–70.
- [1927a] 1996. “Price Stabilization and the Federal Reserve System,” *The Americanist*, 29, pp. 459–62. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 387–96.
- [1927b] 1996. “Reserve Bank Control of the General Price Level: A Rejoinder,” *The Americanist*, 30, pp. 43–4. Reprinted in M. Rutherford and W. J. Samuels eds. [1996] *John R. Commons: Selected Essays*, Vol. 2, London and New York, Routledge, pp. 397–403.
- [1927c] Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics, Manuscript, a collection of the Kyoto Prefectural Library, Call mark: /331.04/C85/, Material code: 1102508007.
- [1928] Reasonable Value: A Theory of Concerted Action, Manuscript in H.L. Miller ed. [1986] *Wisconsin Progressives, The John R. Commons Papers*, Microfilm Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- [1934a] 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers. (中原隆幸訳『制度経済学 上巻』ナカニシヤ出版, 2015年)。
- [1934b] *Myself*, New York, Macmillan.
- [1950] *Economics of Collective Action*, New York, Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店, 1958年)。
- Cournot, A. A. [1838] *Recherches sur les principes mathématiques de la théorie des richesses*, Paris, L. Hachette. (中山伊知郎訳『富の理論の数学的原理に関する研究』日本経済評論社, 1982年)。
- Drury, G. [2011] *The Wisconsin Idea: The Vision that Made Wisconsin Famous*, Madison, University of Wisconsin-Madison.
- Edwards, R. [2006] *New Spirits: Americans in the Gilded Age 1865–1905*, New York and Oxford, Oxford University Press.
- Fisher, I. [1906] *The Nature of Capital and Income*, New York and London, Macmillan. (大日本文明協会編『資本及収入論』大日本文明協会, 1913年)。
- Gambas, J. S. [1946] *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional Economics*, New York, Columbia University Press. (佐々木見監訳『需給を超えて—制度派経済学の再評価』多賀出版, 1988年)。
- Glad, P. W. [1990] *The History of Wisconsin, Volume V: War, a New Era, and Depression 1914–1940*, Madison, Wisconsin Historical Society Press.
- Harter, Jr., L. G. [1962] *John R. Commons: His Assault on Laissez-faire*, Corvallis, Oregon, Oregon State University Press.
- Hawley, E. W. [1992] *The Great War and the Search for a Modern Order: A History of the American People and Their Institutions 1917–1933*, 2nd Edition, New York, St. Martin’s Press.
- Holmes, F. L. [1915] *Regulation of Railroads and Public Utilities in Wisconsin*, New York, D. Appleton.
- Horwitz, M. [1992] *The Transformation of American Law, 1870–1960*, New York, Oxford University Press. (樋口範雄訳『現代アメリカ法の歴史』弘文堂, 1996年)。
- Kitagawa, K. [2015] “Uniqueness of Cumulative Causation in J. R. Commons’s Institutional Economics,” Research & Regulation 2015 Conference Paper, Université Paris 7, Paris, 9–12 June.
- [2016] “An Analysis of J. R. Commons’s Changing Views on the Role of Sovereignty in the Political Economy,” *Kyoto Economic Review*, 84 (1–2), pp. 1–27.
- [forthcoming] “Cumulative Causation in J. R. Commons’s Institutional Economics from the Perspective of Instrumental Pragmatism,” *Cahiers d’économie politique*, 70.
- McCraw, T. K. [1984] *Prophets of Regulation: Charles Francis Adams, Louis D. Brandeis, James M. Landis, Alfred E. Khan*, Cambridge, Harvard University Press.

- Miller, H. L. ed. [1986] *Wisconsin Progressives, The John R. Commons Papers*, Microfilm Edition, Madison, The State Historical Society of Wisconsin.
- National Civic Federation [1907] *Municipal and Private Operation of Public Utilities*, Report on the National Civic Federation Report, Commission on Public Ownership and Operation, New York, National Civic Federation.
- Nelson, D. [1969] *Unemployment Insurance: The American Experience, 1915-1935*, Madison, University of Wisconsin Press.
- Ramstad, Y. [1986] "A Pragmatist's Quest for Holistic Knowledge: The Scientific Methodology of John R. Commons," *Journal of Economic Issues*, 20 (4), pp. 1067-105.
- [1990] "The Institutionalism of John R. Commons: Theoretical Foundations of a Volitional Economics," in W. J. Samuels ed. *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, London, JAI Press, pp. 53-104.
- Rutherford, M. [1990] "Introduction to the Transaction Edition," in J. R. Commons *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick and London, Transaction Publishers, pp. xiii-xxxv.
- [2011] *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Sklar, M. J. [1988] *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916: The Market, the Law, and Politics*, Cambridge and New York, Cambridge University Press.
- Vögelin, E. [1995] *On the Form of the American Mind*, R. H. Baton trs., Rouge, Louisiana State University Press (Original is [1928] *Über die Form des amerikanischen Geistes*, Tübingen, J. C. B. Mohr).
- Zieger, R. H. [1976] "Herbert Hoover: A Reinterpretation," *American Historical Review*, 81 (4), pp. 800-10.
- 秋田真吾 [2014] 「世紀転換期アメリカにおける民主主義の『再生』運動—ラフォレット州知事下のウィスコンシン州の事例を中心に」第8回政治経済学会研究大会・総会, 早稲田大学, 2014年3月3日。
- 秋元英一 [1995] 『アメリカ経済の歴史—1492-1993』東京大学出版会。
- [2009] 『世界大恐慌—1929年に何がおこったか』講談社学術文庫。
- 石見徹 [1999] 『世界経済史—覇権国と経済体制』東洋経済新報社。
- 伊藤文雄 [1975] 『コモンズ研究—産業民主主義への道』同文館。
- 伊藤正次 [2003] 『日本型行政委員会制度の形成—組織と制度の行政史』東京大学出版会。
- 伊東光晴 [2016] 『ガルブレイス—アメリカ資本主義との格闘』岩波新書。
- 上野継義 [1994] 「イリノイ製鋼社における安全委員会活動と雇用管理の近代化—1907～1916年」『経営史学』第29巻第1号, 1-30ページ。
- [1997a] 「アメリカ産業における安全運動の波及と労使関係管理の生成—1908～1915年」『経営史学』第31巻第4号, 1-31ページ。
- [1997b] 「革新主義期アメリカにおける安全運動と移民労働者—セイフティ・マンによる『安全の福音』伝道」『アメリカ研究』第31号, 19-40ページ。
- 宇仁宏幸 [2013] 「コモンズの取引概念と価値論—交渉取引と管理取引の相互制約関係を中心に」『経済論叢』第187巻第1号, 1-16ページ。
- [2014] 「J. R. コモンズの累積的因果論—『制度経済学』と1927年草稿の比較分析」『季刊経済理論』第51巻第2号, 77-88ページ。
- [2016] 「コモンズとマルクス」(口頭報告時の資料), 進化経済学会第20回大会, 東京大学, 3月26日。
- 江上勲 [1979] 「シャーマン法における当然違法の原則と条理の原則の発展について—一九四〇年までの判例の概観」『政治学論集』第10号, 1-54ページ。
- 太田勝 [1988] 「基点価格制度の検討—U.S. スチール会社のピッツバーグ・プラス制度」『経済地理学年報』第34巻第4号, 279-90ページ。
- 岡山裕 [2009] 「再建と金メッキ時代—1865～98年」油井大三郎・紀平英作・有賀夏紀編 『アメリカ史研究入門』

- 山川出版社, 70-87 ページ。
- 尾上一雄 [1985] 『フーヴァ大統領の不況対策—ニュー・ディールへの道』千倉書房。
- 尾上久雄 [1956] 「ピッツバーグ・プラス・システムと米國南部鐵鋼業の停滞」『経済學論究』第 10 卷第 1 号, 93-108 ページ。
- 加藤健 [2012] 「J. R. コモンズにおける産業統治の思想と社会保障構想」横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 学位請求論文。
- [2013] 「アメリカ社会保障制度の成立を支えた思想の展開—E. E. ウィッテとウィスコンシン理念」『同志社アメリカ研究』第 49 卷, 25-43 ページ。
- [2015] 「アメリカの社会政策構想を支えた思想の展開—J. R. コモンズとウィスコンシン理念」第 19 回進化経済学会北海道大会, 小樽商科大学, 2015 年 3 月 22 日。
- 北川亘太 [2014] 「J. R. コモンズ『制度経済学』における適正な価値と主権」学位申請論文, 京都大学, 2014 年 12 月提出, 2015 年 3 月博士号授与。
- 楠井敏朗 [1994] 『法人資本主義の成立』日本経済評論社。
- [2005] 『アメリカ資本主義とニューディール』日本経済評論社。
- 現代公益事業講座編集委員会編 [1974] 『公益事業規制論』電力新報社。
- 高英求 [2013] J. R. コモンズの通貨管理論—利害対立と公正」『貿易風』第 8 号, 50-63 ページ。
- 公正取引委員会事務局 [1956] 『アメリカにおける反トラスト法六十年史』公正取引協会。
- 五島敦子 [2008] 『アメリカの大学開放—ウィスコンシン大学拡張部の生成と展開』学術出版会。
- 佐藤千登勢 [2013] 『アメリカ型福祉国家の形成—1935 年社会保障法とニューディール』筑波大学出版会。
- ザンズ, O. [2005] 『アメリカの世紀—それはいかにして創られたか?』刀水書房。(Zunz, O. [1998] *Why the American Century*, Chicago, University of Chicago Press).
- 志邨晃佑 [1973] 「州政治における革新主義運動」関西アメリカ史研究会編『アメリカ革新主義史論』小川出版, 19-60 ページ。
- [1993] 「革新主義改革と対外進出」有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編『世界歴史体系 アメリカ史 2—1877 年～1992 年』山川出版社, 101-95 ページ。
- ジン, H. [2005] 『民衆のアメリカ史—1492 年から現代まで』富田虎男・平野孝・油井大三郎訳, 上・下巻, 明石書店。(Zinn, H. [1998] *The Twentieth Century: A People's History*, Rev. and updated ed., New York, Harper Perennial).
- 鈴木圭介 [1988] 「序説 アメリカにおける独占形成期の諸問題」鈴木圭介編『アメリカ経済史 II』東京大学出版会, 1-14 ページ。
- 高哲男 [1999] 「コモンズの経済思想とニューディール」田中敏弘編著『アメリカ人の経済思想』日本経済評論社, 163-83 ページ。
- [2004] 『現代アメリカ経済思想の起源—プラグマティズムと制度経済学』名古屋大学出版会。
- 高橋真悟 [2008] 「J. R. コモンズの金融政策論」『経済論叢』第 182 卷第 5-6 号, 536-59 ページ。
- [2013] 「J. R. コモンズの社会改良思想—初期の思想的展開を中心に」『東京交通短期大学研究紀要』第 18 号, 97-110 ページ。
- 竹田有 [2010] 『アメリカ労働民衆の世界—労働史と都市史の交差するところ』ミネルヴァ書房。
- 田中敏弘 [2002] 『アメリカの経済思想』名古屋大学出版会。
- 田中英夫 [1987] 『デュー・プロセス』(英米法研究 2) 東京大学出版会。
- 谷口明丈 [1986] 「スタンダード・オイルと石油産業」塩見治人・溝田誠吾・谷口明丈・宮崎信二『アメリカ・ピックビジネス成立史—産業的フロンティアの消滅と寡占体制』東洋経済新報社, 163-202 ページ。
- [2002] 『巨大企業の世紀—20 世紀アメリカ資本主義の形成と企業合同』有斐閣。
- チャンドラー, A. D. [1979] 『経営者の時代—アメリカ産業における近代企業の成立』鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳, 東洋経済新報社。(Chandler, A. D. [1977] *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Harvard University Press).

- 中島醸 [2014] 『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』 勁草書房。
- 中野耕太郎 [2009] 「改革の時代とふたつの世界大戦—1898～1945年」 油井大三郎・紀平英作・有賀夏紀編 『アメリカ史研究入門』 山川出版社, 88-112 ページ。
- 野村達朗 [2013] 『アメリカ労働民衆の歴史—働く人びとの物語』 ミネルヴァ書房。
- 野村秀和 [1962] 「アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程—独占価格形成における評価基準転換の意義」 『経済論叢』 第90巻第4号, 284-300 ページ。
- 林敏彦 [1988] 『大恐慌のアメリカ』 岩波新書。
- 樋口範雄 [2013] 『はじめてのアメリカ法』 補訂版, 有斐閣。
- ピケティ, T. [2014] 『21世紀の資本論』 山形浩生・守岡桜・森本正史訳, みすず書房。(Piketty, T. [2013] *Le capital au XXI^e siècle*, Paris, Éditions du Seuil).
- ホーフスタッター, R. [1988] 『改革の時代—農民神話からニューディールへ』 清水知久ほか訳, みすず書房。(Hofstadter, R. [1955] *The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.*, New York, Alfred A. Knopf).
- ホール, T. E. & ファーグソン, J. D. [2000] 『大恐慌—経済政策の誤りが引き起こした世界的な災厄』 宮川重義訳, 多賀出版。(Hall, T. E. and J. D. Ferguson [1998] *The Great Depression: An International Disaster of Perverse Economic Policies*, Ann Arbor, University of Michigan Press).
- 水野里香 [2007] 「アメリカにおける連邦取引委員会の設立 (1914年) —トラス規制をめぐる議論を中心に」 『アメリカ経済史研究』 第6号, 1-20 ページ。
- [2009] 「アメリカ合衆国における州際通商委員会の設立 (1887年) —独占規制政策における意義と役割」 『国際交流研究：国際交流学部紀要』 第11巻, 215-38 ページ。
- ロッコフ, H. [2011] 「金ぴか時代の巨富」 『アメリカ経済史研究』 第9号, 1-18 ページ。

表1 J. R. コモンズの略年譜

1862年10月2日	ジョンとクララ・ロジャーズ・コモンズの子として、オハイオ州ホランズバーグで生まれる。
1882年-1888年	オーバリン大学に入学し、同大学から学位を受け取る。同時にこの期間、彼は新聞の植字工として働く。
1888年-1890年	ジョンズ・ホプキンス大学大学院に入学する。そこで彼はリチャード・T・イーリーの下で学ぶ。
1890年	コネティカット州ミドルタウンのウェズリアン大学で経済学の講師となる。
1890年	エラ（ネル）・ダウニーと結婚する。
1891年	オーバリン大学で准教授となる。そこで彼は経済学と社会学を教える。
1892年-1895年	インディアナ大学で教える。
1893年	コモンズの初めての著書『富の分配』が出版される。
1894年	『社会改革と教会 <i>Social Reform and the Church</i> 』が出版される。
1895年-1899年	シラキュース大学で教える。コモンズは、急進的傾向の疑惑をもたれ、解雇される。
1899年夏-1900年9月	ニューヨーク市の経済調査局で働く。コモンズは、卸売物価指数の週間動向を企画し、公表しはじめる。この指数がプロジェクト出資者であるジョージ・H・シブリー Shibley の金銀複本位制の立場を危うくし始めたため、公開を中止された。
1900年9月-1902年	合衆国産業委員会に提出する移民に関する報告書を準備する。これは、労働を主題とするコモンズの最初の継続的研究であった。彼の著書『アメリカにおける人種と移民 <i>Races and Immigrants in America</i> 』（1907年）は、この経験から生み出された。
1901年	ワシントン D. C. に移り住む。
1902年	ニューヨークに戻り、全米市民連盟 National Civic Federation のために働き始める。最初は課税について、次に労働関係についての仕事をする。
1904年春	リチャード・T・イーリーによって手引きされて、ウイスコンシン大学で教授の地位を与えられる。教育に加えてコモンズは、アメリカ産業調査局の後援で、アメリカ産業学会 American Industrial Society の学会史編纂にかかった。この学会は、イーリーが創設した組織である。
1905年	コモンズによって起草された公務員法がウイスコンシン州において制定される。
1906年	全米市民連盟による公共事業の研究に取りかかる。このプロジェクトにおける調査研究のため、彼はイギリスで5か月を過ごす。
1907年12月	アメリカ労働立法協会事務局長に選任される。
1907年	ラッセル・セージ財団の出資で、ピッツバーグの社会状態の調査の一部として、ピッツバーグの賃金稼得者の問題を研究する。
1907年	ウイスコンシン州の公共事業規制法を起草する。
1910年-1911年	『アメリカ産業学会の歴史 <i>Documentary History of American Industrial Society</i> 』が出版される。
1910年-1911年	コモンズと彼の生徒数人は、ミルウォーキー市のために効率性調査に着手する。

1911年	全米消費者連盟のために女性の最低賃金法モデルを起草する。
1911年-1913年	ウィスコンシン州産業委員会の構成員として従事する。この委員会は、工場の安全、労働者補償、その他の労働立法を管理運営した。
1913年7月	合衆国産業委員会に推薦される。この委員会は、議会によって創出され、法律家フランク・ウォルシュを長とするものであり、労働争議の原因を調査した。同委員会は、1915年8月に最終報告書を公表した。
1916年	コモズとジョン・B・アンドリュースによる『労働法原理 <i>Principles of Labor Legislation</i> 』が出版される。
1917年12月	全米経済学会会長に選出される。
1918年	『合衆国における労働の歴史』第1巻と第2巻が出版される。
1919年	『インダストリアル・グッドウィル』が出版される。
1920年	ウェズレイ・ミッチェル及びマルコム・C・ローティと共に全米経済研究所を設立する。この研究所は、景気変動の先駆的研究をなした組織である。コモズは、理事として1928年まで従事した。
1922年	全米通貨協会会長として従事する。
1923年	鉄鋼業の輸送費を決定するために、フランク・フェッター及びウィリアム・Z・リプリーと共に「ピッツバーグ・プラス」スキームを調査した。
1923年	全米消費者連盟の会長となる。
1924年	『資本主義の法的基礎』が出版される。
1923年-1925年	シカゴ被服業のために設計した失業補償プランを管理運営する。
1928年1月1日	ネル・コモズ死去。
1928年	価格安定化を研究するためにワシントン D. C. で6か月を過ごす。彼は、銀行委員会 House Banking Committee と連邦準備制度に対してそのテーマについて詳しく証言した。
1932年1月	ウィスコンシン失業補償プランが制定される。このプランが最初に起草されたのは1920年であり、1932年まで各会期において否決され続けてきた。
1932年	ウィスコンシン大学を退職し、名誉教授の地位を与えられる。
1934年	『制度経済学』と『自叙伝 <i>Myself</i> 』が出版される。
1936年11月	コモズは、フロリダ州ローダーデールに引っ越す。そこで彼は、はじめは姪と、のちに友人たちと生活する。
1937年夏と1938年夏	サマー・スクールで教えるためにマディソンに戻る。
1945年5月11日	ノースカロライナ州ローリーにて死去。彼は、その年の初めに妹と息子と共に生活するために引っ越していた。

出典 Miller ed. ([1986] pp. 11-5, "Biographical Note")